

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月

鹿児島県人事委員会



人 委 第 1 8 2 号

令和元年10月2日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵 殿

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

鹿児島県人事委員会委員長 西 啓 一 郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第 1	報 告	-----	1
第 1	職員の給与	-----	1
第 2	民間の給与	-----	2
第 3	職員の給与と民間の給与との比較	-----	3
第 4	生計費及び物価	-----	4
第 5	職員と国家公務員との給与比較	-----	4
第 6	人事院の報告及び勧告の概要	-----	5
第 7	職員の給与の改定	-----	5
第 8	人事管理・公務運営の改善	-----	6
第 9	むすび	-----	13
別紙第 2	勧 告	-----	14

参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 労働経済関係
- 5 人事院の報告及び勧告の概要

報 告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

第 1 職員の給与

平成31年4月における職員給与の支給状況等について、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、海事職、教育職（一）、教育職（二）、教育職（三）及び公安職の10の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		22,537 人	5,420 人
平 均 年 齢		43.4 歳	43.1 歳
平 均 経 験 年 数		21.3 年	21.6 年
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	73.4 %	64.4 %
	短 大 卒	12.6 %	8.2 %
	高 校 卒	13.9 %	27.1 %
	中 学 卒	0.1 %	0.3 %
性 別 構 成 比	男	64.5 %	73.2 %
	女	35.5 %	26.8 %
平 均 扶 養 親 族 数		1.2 人	1.1 人
平 均 給 与	給 料	358,669 円	323,399 円
	扶 養 手 当	12,101 円	11,438 円
	住 居 手 当	7,834 円	6,440 円
	そ の 他	18,437 円	15,891 円
	合 計	397,041 円	357,168 円

(注) 1 この表において、本年度の新規学卒の採用者を含むが、再任用職員は含まない。
2 詳細は、参考資料第1表から第13表のとおりである。

第2 民間の給与

1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の627事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された137事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の4,619人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を実地に調査するとともに、医療関係、教育関係等54職種の923人についても同様の調査を実施した。

また、給与改定の状況についても調査した。

2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況をみると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は21.9% (昨年20.2%)、ベースアップを中止した事業所の割合は7.0% (同9.7%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0% (同0.0%) となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は91.2% (同86.3%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は10.0% (同20.1%)、減額となっている事業所の割合は5.4% (同0.7%) となっている。

その1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	21.9	7.0	0.0	71.1
課 長 級	16.9	9.5	0.0	73.6

その2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	91.2	91.2	10.0	5.4	75.8	0.0	8.8
課 長 級	89.8	89.8	9.6	2.4	77.8	0.0	10.2

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3 職員の給与と民間の給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を412円（0.11%）下回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①-② $\left(\frac{①-②}{②} \times 100 \right)$
363,864円	363,452円	412円 (0.11%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額 of 4.50月分（昨年4.43月分）となっており、職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数を上回っていた。

項 目	区 分	民間事業所の従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	690,791円 744,091円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.17月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.33月分
年間の支給割合		4.50月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

備 考 職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数は、4.45月である。

第4 生計費及び物価

1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ127,200円、162,130円及び197,030円となっている。(参考資料第22表)

2 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では0.9%、鹿児島市では0.3%の増となっている。(参考資料第23表)

第5 職員と国家公務員との給与比較

平成30年地方公務員給与実態調査(総務省)によると、平成30年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数*は、国家公務員を100とした場合、96.6となっており、全国の都道府県の中では低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況 (平成30年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上102未満	23
98以上100未満	18
98未満	4

鹿児島県	96.6
------	------

都道府県平均指数	100.1
----------	-------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

第6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は参考資料59ページ～61ページのとおりである。

第7 職員の給与の改定

1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与を2のように取り扱う必要があると判断した。

2 改定すべき事項等

(1) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定するだけでは民間給与との較差が解消されないことから、昨年と同様、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数(4.45月)が民間の年間の支給割合(4.50月分)を下回っていることから、期末手当・勤勉手当の支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方に基づき、職員の年間支給月数を4.50月に改定する必要がある。本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、来年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。

また、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

(3) 住居手当

住居手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

なお、これに伴い、手当額が1,000円を超える減額となる職員については、3年間、経過措置として、当該差額から1,000円を減じた額を手当として支給する必要がある。

(4) その他の課題

特殊勤務手当の見直しをはじめ職員の給与制度のあり方については、今後とも制度本来の趣旨や社会情勢の変化、国や他の都道府県の動向等を踏まえ、適宜・適切に見直しを行う必要がある。

第8 人事管理・公務運営の改善

1 優秀かつ多様な人材の確保

国においては、民間企業等による引き続き高い採用意欲や学生の進路選択の早期化等の状況変化の中で、国家公務員採用試験の申込者数は減少しており、多様な有為の人材を確保するため、公務の魅力のアピールするなど、各府省等と連携した施策を展開するほか、経験者採用試験の一層の活用を図っていくとしている。

本県においては、これまでも民間企業等の職務経験者を対象とした採用試験の実施等に取り組んでおり、職員の採用を取り巻く諸情勢の変化を踏まえて、県外企業等に勤務する技術職（U I ターン）を対象とした採用試験や民間志向の新規学卒者を対象とした採用試験を実施しているところである。

今後とも、求める人材像や公務の魅力について広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組み、引き続き優秀かつ多様な人材の確保に努める必要がある。

2 能力及び実績に基づく人事管理

国においては、人事評価制度が平成21年度の制度導入以来、公務職場に定着してきており、評価結果の任用、給与等への適切な反映による職員の士気及び組織活力の向上、評価結果の人材育成の観点からの有効活用による職員の能力伸長等が

期待されているほか、人事評価の適正な運用の徹底を図り、勤務成績が良くない職員へも厳正な対応が求められている。

本県においては、能力及び実績に基づく新たな人事評価制度が平成28年度から各任命権者において実施され、評価者と職員との面談が行われており、昨年の本委員会報告を踏まえ、全ての職員について、評価結果の成績上位区分の給与への反映が、勤勉手当については本年12月期から、昇給については令和3年1月期から実施されることとなったところである。

今後とも、評価の公正性や納得性の確保及び人材育成の観点から、引き続き評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に努めるとともに、評価結果の人事管理への更なる活用については、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、適切に取り組む必要がある。

3 職員の勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

ア 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的に取り組むべき重要な課題である。各任命権者においてはこれまでも様々な取組を進めてきたところであるが、依然として、職員の超過勤務が長時間に及ぶ所属も一部に見受けられる。

長時間労働の是正に関しては、本年4月から人事院規則により国家公務員の超過勤務命令の上限が設定され、地方公務員についても、いわゆる三六協定を締結する事業所については、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用されているところである。

現在、各任命権者においても、官公署の事業等に従事する職員の超過勤務命令の上限設定の制度化に向けて試行を行っており、令和元年第3回県議会定例会に関係条例の改正案が提案されたところである。

各任命権者においては、超過勤務命令の上限設定の制度化を進めるとともに、引き続き業務執行態勢等の必要な見直しを行うほか、超過勤務等の縮減のための指針や関係通知等に基づく取組の推進に努める必要がある。その際、超過勤務が多い所属や職員、時期等について、その要因を的確に把握し、重

点的に縮減方策を講じることが重要である。

また、管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、各職員の職務遂行能力や勤務実態の把握に努め、必要な業務指導や業務支援、業務配分の見直しなどの業務管理を適時・適切に行うとともに、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

さらに、職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

イ 学校における働き方改革

文部科学省においては、本年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を策定し、3月に、各都道府県教育委員会に対し、学校における働き方改革に関する取組の徹底について通知したところである。

任命権者においては、本年3月に、ガイドラインを参考に「教師の勤務時間の上限に関する指針」を策定し、在校等時間の上限を設定するとともに、長時間勤務の削減方策として、本県の実情に即した数値目標を設定し、中長期的な具体的取組を「学校における業務改善アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」として取りまとめたところである。

また、アクションプランに基づき、学校職員の適正な勤務時間の管理を進めるため、本年10月から、全ての県立学校にタイムカードを導入することとしたところである。

任命権者においては、引き続き、国の動向等を注視するとともに市町村教育委員会と連携しながら、アクションプランに基づき、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導等の実施、年次有給休暇等の取得促進など実効性のある取組を推進する必要がある。

また、管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校における業務改善のより一層の促進に努める必要がある。

(2) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康相談や産業医による面接指導など、健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実などに取り組んできたところである。

しかしながら、休職者のうち精神疾患を原因とする者の割合は依然として高い水準で推移しており、各任命権者においては、ストレスチェック制度の周知等に取り組むとともに、引き続き、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など、計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要がある。その際、それぞれの過程における取組が円滑に推進されるためには、管理監督職員においては、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、ストレスチェックの結果を職場環境の改善に活用するなどの取組を進めていく必要がある。職員一人ひとりにおいても、正しい知識と理解を深め、セルフケアに取り組むことが重要である。

各任命権者においては、関係法令の改正及び国家公務員の取扱いを踏まえ、本年4月から長時間労働者への医師による面接指導の対象となる超過勤務時間数を引き下げるとともに、1か月に100時間以上の超過勤務を行った職員等に対しては、職員からの申出がなくとも医師による面接指導を義務付けたところである。引き続き、制度の適正な運用を図り、職員の健康管理に努める必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものである。

このため、各任命権者においては、指針等の策定や相談窓口の設置、通知や

研修等を通じた意識啓発など、ハラスメントの発生防止や排除のための取組を進めてきたところである。

なお、ハラスメント防止対策については、本年5月に労働施策総合推進法等が改正され、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等が新設されるとともに、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されることとなったところである。

各任命権者においては、関係法律の改正を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント等の防止の重要性について再認識するよう更に徹底するとともに、パワー・ハラスメント防止対策については、今後厚生労働省が策定する「事業主が講ずべき措置等に関する指針」及び人事院における新たな防止策の検討状況を注視する必要がある。

あらゆるハラスメントは絶対に許されないものであるため、各任命権者においては、引き続き、相談しやすい体制づくりに努めるとともに、管理監督職員をはじめ職員に対しハラスメント発生防止等の取組について周知・啓発を図り、職員一人ひとりがこうした行為を見逃さずに向き合うことができ、職員が安心して相談できる職場環境の確保に努める必要がある。

(4) 女性の登用の拡大、仕事と生活の両立支援

県行政への女性の参画については、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組むべき課題である。

本県においては、これまでも女性職員の登用の拡大等に努めてきているが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、女性活躍の観点から、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に積極的に取り組んでいく必要がある。

また、近年、少子高齢化の進行に伴い、育児や介護と仕事の両立を支援していくことが我が国の重要な課題となっており、公務の職場においても育児休業や介護休暇等に係る関係法令の改正が行われてきた。

このような中、人事院は、職員の性別にかかわらず仕事と家庭の両立支援制度が適切に活用されるようにするため、制度の更なる周知に取り組んでいく

こととしている。

本県においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、男性が育児休業などを取得しやすい環境の整備をはじめとした取組がなされているが、今後とも、仕事と生活の両立支援制度を一層活用することができるよう、制度の更なる周知に取り組む必要がある。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和を推進するため、年次有給休暇の取得についても同計画等に掲げた目標に向けて、休暇を取得しやすい雰囲気醸成や環境整備に引き続き積極的に取り組む必要がある。

4 公務員倫理の保持

県民本位の県政を推進していくためには、職員一人ひとりが、公務の内外を問わず、全体の奉仕者としての高い倫理観を持って行動し、県民の期待と信頼に応えていく必要がある。

このため、各任命権者においては、これまでも、通知や研修を通じて、服務規律の厳正確保、法令等の遵守及び綱紀の保持に努めるよう周知徹底を図ってきたところであるが、依然として職員による不祥事が発生している状況にあり、引き続き、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組を推進していく必要がある。

5 障害者雇用に関する取組

国においては、昨年8月、多くの機関で障害者雇用に係る法定雇用率が達成されていない状況が明らかとなり、同年10月に「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を策定し、人事院においては、国家公務員における合理的配慮指針の策定、統一的な障害者選考試験の実施等を順次行っているところである。

本県においては、平成11年度以降、身体障害者を対象とする職員採用選考試験を実施し、障害者の雇用に取り組んでいるものの、一部の機関において法定雇用率が達成されていない状況である。

このような状況や「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨等を踏まえ、本年度の採用選考試験から、知的障害者及び精神障害者を対象とするなど、受験資格の要件を緩和して実施することとしている。

引き続き、法定雇用率の速やかな達成に向けた取組とともに、障害者が働きや

すい職場環境づくりを進めていく必要がある。

6 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」では、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、平成28年度からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっても、引き続き、希望者を再任用することにより対応することとされた。

また、昨年8月人事院は、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するため、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であるとし、国家公務員法その他の関係法律の改正を行うよう意見の申出を行った。本年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2019」において「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」ことが閣議決定されたところであり、本年8月に人事院は、定年の引上げを実施するための措置が早期に実施されるよう改めて要請したところである。

本県においては、定年制度や給与制度は国に準じており、引き続き雇用と年金の接続が円滑になされるよう、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら、本県の実情を踏まえ、適切に対応する必要がある。

7 会計年度任用職員制度の導入等

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保することなどを内容とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月に公布された。

改正法の施行に当たっては、任命権者は、任用、服務その他の人事行政に関する制度及び給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、人事管理の計画的推進その他の必要な準備を行うものとされたところである。

本県においては、関係条例の整備を進めているところであり、来年4月の改正法の施行に向け、同法の趣旨及び他の都道府県の動向等を踏まえ、当該制度の適正かつ円滑な導入等が図られるよう、引き続き準備を着実に進める必要がある。

第9 む す び

近年、行政需要は、複雑、高度化しており、職員にあっては県民の期待と信頼に応えるべく、日々業務に精励しているところであるが、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、この報告及び勧告を行っている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

別紙第2

勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 住居手当

住居手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては令和元年12月1日から、1の(2)のイ及び1の(3)については令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、1の(3)の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が1,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和5年3月31日までの間、報告で言及した趣旨を踏まえ、所要の経過措置を講ずること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	196,000	232,100	264,900	290,500	320,100	363,900	409,200	459,700
	2	147,600	197,900	233,800	266,700	292,700	322,300	366,500	411,600	462,800
	3	148,800	199,700	235,300	268,500	294,800	324,600	368,900	414,200	465,800
	4	149,900	201,500	236,900	270,700	296,800	326,800	371,500	416,600	468,800
	5	151,000	203,000	238,300	272,400	298,700	329,000	373,400	418,500	471,800
	6	152,100	204,800	240,000	274,200	300,800	331,000	375,900	420,800	474,800
	7	153,200	206,600	241,500	276,000	303,000	333,200	378,300	422,900	477,800
	8	154,300	208,400	243,100	278,000	305,100	335,400	380,800	425,100	480,900
	9	155,300	210,000	244,200	280,000	307,000	337,300	383,200	427,100	483,700
	10	156,700	211,800	245,700	282,000	309,300	339,500	385,900	429,200	486,800
	11	158,000	213,600	247,300	283,900	311,500	341,600	388,500	431,300	489,800
	12	159,300	215,400	248,600	285,800	313,800	343,800	391,200	433,400	492,900
	13	160,500	216,800	250,100	287,800	315,900	345,600	393,600	435,100	495,600
	14	162,100	218,600	251,500	289,700	318,000	347,600	395,900	436,900	497,900
	15	163,600	220,300	252,800	291,600	320,200	349,600	398,100	438,900	500,200
	16	165,200	222,100	254,200	293,400	322,300	351,600	400,500	440,900	502,500
	17	166,400	223,800	255,700	295,200	324,200	353,300	402,300	442,800	504,600
	18	167,900	225,500	257,200	297,200	326,200	355,300	404,300	444,600	506,000
	19	169,400	227,100	258,900	299,300	328,200	357,100	406,200	446,400	507,500
	20	170,900	228,700	260,700	301,300	330,200	359,000	408,000	448,200	508,900
	21	172,200	230,100	262,300	303,200	331,900	360,900	409,900	450,000	510,100
	22	174,900	231,800	264,000	305,400	334,000	362,800	411,700	451,500	511,500
	23	177,500	233,500	265,600	307,400	336,000	364,800	413,600	452,900	513,000
	24	180,100	235,100	267,200	309,500	338,100	366,700	415,500	454,400	514,500
	25	182,700	236,100	269,200	311,200	339,500	368,700	417,300	455,800	515,600
	26	184,400	237,600	271,000	313,300	341,500	370,600	418,800	457,100	516,700
	27	186,000	239,000	272,700	315,300	343,400	372,600	420,300	458,400	517,900
	28	187,700	240,200	274,400	317,300	345,300	374,600	421,900	459,600	519,100
	29	189,200	241,400	276,100	319,000	346,900	376,200	423,500	460,600	520,200
	30	190,900	242,600	277,800	321,000	348,800	378,000	424,800	461,300	521,100
	31	192,700	243,600	279,600	323,100	350,700	379,800	426,100	462,100	522,000
	32	194,400	244,800	281,100	325,200	352,500	381,400	427,300	462,800	522,900
	33	196,000	246,100	282,600	326,400	354,400	383,200	428,500	463,500	523,700
	34	197,500	247,100	284,500	328,400	356,200	384,600	429,800	464,300	524,600
	35	199,000	248,300	286,300	330,300	358,000	386,100	431,100	465,000	525,300
	36	200,500	249,600	288,200	332,400	359,700	387,700	432,300	465,600	525,800
	37	201,800	250,500	289,800	334,300	361,100	389,100	433,500	466,100	526,500
	38	203,100	251,800	291,500	336,200	362,400	390,300	434,300	466,700	527,100
	39	204,300	253,000	293,300	338,200	363,800	391,500	435,100	467,300	527,900
	40	205,600	254,300	295,100	340,100	365,200	392,600	435,900	467,900	528,500

	41	206,900	255,700	296,600	342,100	366,500	393,700	436,500	468,400	529,000
	42	208,200	257,100	298,300	344,000	367,400	394,900	437,200	468,900	
	43	209,500	258,300	299,800	345,800	368,500	396,100	437,900	469,300	
	44	210,800	259,500	301,400	347,700	369,600	397,200	438,600	469,600	
	45	211,900	260,700	303,000	349,200	370,400	397,900	439,400	469,900	
	46	213,200	261,900	304,800	350,600	371,300	398,600	440,200		
	47	214,500	263,200	306,400	352,100	372,200	399,300	440,600		
	48	215,800	264,300	308,100	353,600	373,100	400,000	441,300		
	49	216,900	265,400	309,000	355,200	374,000	400,600	441,800		
	50	218,000	266,500	310,500	356,000	374,800	401,200	442,200		
	51	219,000	267,800	312,000	357,200	375,600	401,700	442,600		
	52	220,100	269,200	313,600	358,200	376,500	402,100	443,000		
	53	221,200	270,200	315,200	359,100	377,200	402,500	443,400		
	54	222,200	271,300	316,800	360,200	377,900	402,800	443,800		
	55	223,100	272,600	318,400	361,100	378,600	403,100	444,200		
	56	224,100	273,900	319,900	362,200	379,300	403,400	444,500		
	57	224,400	274,800	321,400	363,100	379,800	403,700	444,800		
	58	225,200	275,800	322,600	363,800	380,400	404,000	445,200		
	59	226,000	276,700	323,800	364,500	381,000	404,300	445,500		
	60	226,700	277,800	325,000	365,200	381,700	404,600	445,800		
再任用職員以外の職員	61	227,400	278,900	325,700	365,600	382,100	404,900	446,100		
	62	228,400	279,900	326,600	366,200	382,800	405,200			
	63	229,200	280,800	327,400	366,900	383,400	405,500			
	64	230,000	281,800	328,200	367,600	384,000	405,800			
	65	230,700	282,300	329,100	367,900	384,400	406,100			
	66	231,400	283,200	329,500	368,600	385,000	406,400			
	67	232,300	283,900	330,200	369,300	385,600	406,700			
	68	233,400	284,800	331,000	370,000	386,200	407,000			
	69	234,100	285,800	331,800	370,300	386,600	407,200			
	70	234,700	286,600	332,500	370,900	387,100	407,500			
	71	235,200	287,400	333,200	371,600	387,600	407,800			
	72	235,900	288,200	333,900	372,200	388,200	408,100			
	73	236,700	289,000	334,400	372,500	388,500	408,300			
	74	237,300	289,500	335,000	373,100	388,900	408,600			
	75	237,900	289,900	335,500	373,800	389,300	408,900			
	76	238,400	290,400	336,100	374,400	389,700	409,100			
77	239,100	290,600	336,400	374,800	390,000	409,300				
78	239,800	290,900	336,900	375,300	390,300	409,600				
79	240,500	291,100	337,300	375,900	390,600	409,900				
80	241,000	291,500	337,800	376,500	390,900	410,100				
81	241,500	291,700	338,200	377,000	391,100	410,300				
82	242,200	291,900	338,700	377,600	391,400	410,600				
83	242,900	292,300	339,200	378,100	391,700	410,900				
84	243,600	292,600	339,700	378,400	391,900	411,100				
85	244,200	292,900	340,000	378,800	392,100	411,300				
86	244,900	293,200	340,500	379,300	392,400					
87	245,600	293,500	341,000	379,700	392,700					
88	246,300	293,900	341,400	380,100	392,900					
89	246,800	294,200	341,700	380,500	393,100					
90	247,300	294,600	342,100	381,000	393,400					
91	247,600	294,900	342,600	381,400	393,700					
92	248,000	295,300	343,000	381,800	393,900					
93	248,300	295,500	343,200	382,100	394,100					
94		295,700	343,600							
95		296,000	344,100							
96		296,400	344,500							

97		296,600	344,700							
98		296,900	345,100							
99		297,300	345,500							
100		297,700	345,800							
101		297,900	346,100							
102		298,200	346,500							
103		298,600	346,900							
104		298,900	347,300							
105		299,100	347,800							
106		299,400	348,200							
107		299,800	348,600							
108		300,100	349,000							
109		300,300	349,500							
110		300,700	349,900							
111		301,100	350,200							
112		301,400	350,500							
113		301,600	351,000							
114		301,800								
115		302,100								
116		302,500								
117		302,700								
118		302,900								
119		303,200								
120		303,500								
121		303,900								
122		304,100								
123		304,500								
124		304,800								
125		305,100								
再任用職員		188,200	215,800	255,900	275,400	290,500	316,000	357,800	391,000	442,200

- 備考1 この表は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表は、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。
- 3 この表は、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,700	196,100	282,600	333,300	389,900
	2	147,800	198,800	285,000	335,500	392,800
	3	149,000	201,200	287,400	337,500	395,400
	4	150,100	203,600	289,700	339,400	398,200
	5	151,200	206,100	292,000	341,300	400,300
	6	152,500	208,400	294,100	343,100	403,000
	7	153,800	210,700	296,100	345,100	405,700
	8	155,100	212,900	298,100	346,900	408,400
	9	156,100	215,000	300,200	348,600	410,900
	10	157,800	217,300	302,700	350,600	413,600
	11	159,400	219,800	305,400	352,700	416,300
	12	161,000	222,100	308,200	354,600	419,100
	13	162,500	224,100	310,300	356,600	421,700
	14	164,400	226,500	312,700	358,500	424,400
	15	166,300	228,900	315,100	360,300	427,200
	16	168,300	231,300	317,800	362,200	429,900
	17	170,000	233,600	320,400	363,900	432,400
	18	172,200	236,400	322,600	365,800	435,000
	19	174,400	239,300	324,600	367,500	437,500
	20	176,500	242,200	326,600	369,500	440,100
	21	178,600	244,700	328,800	371,000	442,600
	22	181,000	247,400	330,500	373,000	445,200
	23	183,300	249,900	332,400	374,700	447,900
	24	185,600	252,600	334,200	376,700	450,400
	25	187,700	255,300	336,100	378,100	452,600
	26	189,900	257,700	338,000	379,800	454,900
	27	192,000	260,000	339,800	381,700	457,400
	28	194,100	262,200	341,700	383,600	459,900
	29	196,200	264,800	343,600	385,300	462,400
	30	197,900	267,000	345,300	387,200	464,900
	31	199,700	269,000	346,800	389,100	467,400
	32	201,400	271,100	348,500	391,000	469,900
	33	203,200	272,800	349,700	392,600	472,200
	34	205,100	274,800	351,100	394,400	474,600
	35	207,000	276,900	352,400	396,000	477,000
	36	208,900	278,700	353,900	397,800	479,500
	37	210,400	280,600	355,100	399,000	481,900
	38	212,300	281,900	356,500	400,500	484,500
	39	214,200	283,100	357,700	401,900	486,900
	40	216,100	284,600	359,100	403,300	489,400

	41	217,900	286,000	359,800	404,700	491,700
	42	219,800	286,800	360,900	406,000	493,900
	43	221,700	287,800	362,100	407,500	496,100
	44	223,600	288,800	363,200	409,100	498,300
	45	225,300	289,500	364,300	410,500	500,000
	46	227,200	290,600	365,500	411,700	501,500
	47	229,000	291,700	366,800	413,400	503,100
	48	230,800	292,800	367,900	415,000	504,600
	49	232,500	294,100	369,000	416,300	506,300
	50	234,400	295,300	370,300	417,700	507,700
	51	236,100	296,300	371,600	419,200	509,100
	52	237,800	297,200	372,900	420,600	510,600
	53	239,200	298,400	373,600	422,000	511,700
	54	241,000	299,400	374,600	423,400	512,900
	55	242,600	300,600	375,500	424,800	514,100
	56	244,200	301,500	376,600	426,200	515,300
	57	245,400	302,300	377,400	427,300	516,200
	58	246,600	303,400	378,200	428,600	517,200
	59	247,600	304,700	378,900	430,000	518,200
	60	248,500	305,800	379,600	431,300	519,200
再任用職員以外の職員	61	249,500	306,700	380,200	432,100	520,400
	62	250,600	307,800	380,900	433,000	521,300
	63	251,500	308,900	381,800	434,000	522,000
	64	252,600	310,000	382,700	434,900	522,700
	65	253,800	310,800	383,300	435,800	523,500
	66	254,700	311,900	384,100	436,600	524,300
	67	255,800	312,800	384,900	437,200	525,100
	68	256,700	313,800	385,700	438,000	525,900
	69	257,600	314,800	386,300	438,400	526,600
	70	258,900	315,800	387,000	439,000	527,400
	71	260,200	316,900	387,700	439,500	528,200
	72	261,400	318,000	388,400	440,000	529,000
	73	262,800	318,500	389,100	440,500	529,700
	74	264,200	319,500	389,700		
	75	265,400	320,600	390,300		
	76	266,400	321,700	391,000		
77	267,500	322,800	391,700			
78	268,700	323,800	392,300			
79	269,900	324,700	392,900			
80	270,800	325,600	393,500			
81	272,000	326,700	394,100			
82	273,300	327,500	394,700			
83	274,600	328,200	395,300			
84	275,800	329,000	395,900			
85	276,900	329,500	396,400			
86	278,000	330,000	396,900			
87	279,300	330,500	397,400			
88	280,500	331,000	398,100			
89	281,300	331,300	398,500			
90	282,500	331,800				
91	283,500	332,300				
92	284,700	332,800				
93	285,600	333,100				
94	286,600	333,500				
95	287,600	334,000				
96	288,600	334,500				

97	288,900	335,000			
98	289,800	335,500			
99	290,500	336,000			
100	291,400	336,500			
101	292,300	337,000			
102	293,000	337,500			
103	293,700	338,000			
104	294,400	338,500			
105	295,100	339,000			
106	295,600	339,400			
107	296,100	339,900			
108	296,600	340,400			
109	296,800	340,900			
110	297,200	341,300			
111	297,500	341,800			
112	297,800	342,200			
113	298,100	342,700			
114	298,400	343,100			
115	298,700	343,600			
116	299,000	344,000			
117	299,300	344,500			
118	299,700	344,900			
119	300,000	345,300			
120	300,400	345,700			
121	300,700	346,100			
再任用職員	218,100	259,400	284,300	326,800	385,500

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	250,500	335,900	400,100	473,000
	2	253,000	338,900	403,000	475,300
	3	255,500	341,900	405,600	477,500
	4	258,000	344,800	408,300	479,800
	5	260,200	347,500	410,900	482,000
	6	264,000	350,700	413,400	484,300
	7	267,800	353,800	416,100	486,500
	8	271,700	356,900	418,500	488,700
	9	275,300	359,700	420,700	490,700
	10	279,300	362,400	423,400	492,800
	11	283,300	365,500	426,000	494,900
	12	287,300	368,700	428,700	497,000
	13	291,100	371,600	431,100	499,100
	14	295,100	375,100	433,600	501,200
	15	299,000	378,200	436,000	503,300
	16	302,900	381,800	438,500	505,400
	17	306,700	385,400	440,500	507,500
	18	310,300	388,100	442,900	509,500
	19	313,800	390,600	445,200	511,500
	20	317,400	393,200	447,600	513,500
	21	321,000	396,000	449,200	515,300
	22	324,700	398,300	451,600	517,100
	23	328,200	400,800	453,900	519,000
	24	331,500	402,900	456,200	521,000
	25	335,000	404,900	458,200	522,700
	26	337,700	407,200	460,500	524,500
	27	340,400	409,400	462,700	526,300
	28	343,000	411,700	465,000	528,100
	29	345,800	414,100	467,100	529,700
	30	347,700	416,200	469,400	531,500
	31	349,900	418,200	471,700	533,300
	32	352,300	420,300	473,900	535,100
	33	354,500	422,200	475,900	536,700
	34	356,800	424,000	478,000	538,500
	35	358,900	425,800	480,100	540,200
	36	361,200	427,800	482,200	542,000
	37	363,400	429,700	484,400	543,600
	38	365,800	431,700	486,200	545,200
	39	368,000	433,600	488,000	546,600
	40	370,000	435,600	489,800	548,200

	41	372,300	437,400	491,500	549,700
	42	373,500	439,200	493,300	551,100
	43	374,900	440,900	495,100	552,500
	44	376,100	442,700	496,900	553,800
	45	377,300	444,500	498,500	555,000
	46	378,700	446,300	500,200	556,100
	47	380,200	448,200	502,000	557,100
	48	381,700	449,900	503,800	558,100
	49	382,800	451,700	505,400	559,100
	50	383,800	453,400	506,700	560,000
	51	384,800	455,200	508,000	560,900
	52	385,600	457,000	509,300	561,800
	53	386,500	458,900	510,300	562,600
	54	387,400	460,100	511,600	563,500
	55	388,100	461,300	512,900	564,400
	56	389,000	462,500	514,200	565,300
	57	389,700	463,700	515,200	566,200
	58	390,600	464,700	516,000	567,100
	59	391,400	465,700	516,800	568,000
	60	392,200	466,700	517,600	568,700
再任用職員以外の職員	61	392,700	467,500	518,500	569,600
	62	393,200	468,200	519,400	570,500
	63	393,600	468,900	520,300	571,400
	64	394,100	469,600	521,100	572,300
	65	394,400	470,300	522,000	573,200
	66		471,000	522,900	
	67		471,700	523,600	
	68		472,300	524,500	
	69		472,600	525,400	
	70		473,300	526,200	
	71		474,000	527,100	
	72		474,700	528,000	
	73		475,100	528,800	
	74		475,700	529,700	
	75		476,400	530,600	
	76		477,100	531,300	
77		477,500	532,100		
78		478,100	533,000		
79		478,700	533,900		
80		479,200	534,800		
81		479,800	535,600		
82		480,300	536,500		
83		480,800	537,400		
84		481,300	538,300		
85		481,700	539,100		
86		482,300	540,000		
87		482,700	540,900		
88		483,200	541,800		
89		483,800	542,600		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,700			

	97		488,200		
再任用職員		297,000	339,500	394,100	467,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,400	188,900	224,200	250,300	281,800	327,900	372,100
	2	152,800	190,500	225,800	251,500	283,700	329,900	374,800
	3	154,200	192,100	227,400	252,700	285,800	332,100	377,500
	4	155,600	193,700	229,000	254,100	287,800	334,300	380,200
	5	156,800	195,200	230,400	255,300	289,900	336,100	382,600
	6	158,600	196,700	232,000	256,500	292,000	338,300	385,300
	7	160,300	198,400	233,600	257,700	293,900	340,400	387,900
	8	162,000	199,900	235,200	258,700	295,900	342,600	390,600
	9	163,600	201,500	236,300	260,000	297,900	344,400	392,700
	10	165,300	203,200	237,800	260,800	299,900	346,500	395,000
	11	166,900	204,800	239,200	261,800	301,900	348,600	397,200
	12	168,700	206,500	240,400	262,800	303,900	350,700	399,400
	13	170,200	207,900	242,000	264,100	306,000	352,200	401,500
	14	172,100	209,500	243,400	265,300	307,900	354,200	403,500
	15	174,100	211,100	244,600	266,900	310,000	356,100	405,500
	16	176,000	212,700	246,000	268,300	312,000	358,100	407,600
	17	177,900	214,100	246,800	269,900	314,000	359,900	409,400
	18	179,700	215,700	248,000	271,600	316,000	361,900	411,400
	19	181,500	217,400	249,200	273,300	318,100	363,900	413,400
	20	183,400	219,100	250,300	275,000	320,200	365,900	415,500
	21	185,200	220,400	251,700	276,800	322,000	367,700	417,300
	22	186,700	221,900	252,600	278,500	324,000	369,700	418,900
	23	188,200	223,300	253,600	280,200	325,800	371,800	420,500
	24	189,700	224,800	254,700	281,800	327,800	373,900	422,000
	25	191,300	226,200	255,900	283,600	329,500	375,300	423,500
	26	192,600	227,600	257,100	285,300	331,400	377,200	424,800
	27	194,100	228,900	258,500	287,100	333,400	379,000	426,100
	28	195,500	230,200	260,000	288,700	335,400	380,700	427,400
	29	197,100	231,500	261,400	290,400	336,700	382,500	428,700
	30	198,300	233,000	263,000	292,200	338,500	384,000	429,900
	31	199,600	234,500	264,600	294,000	340,300	385,600	431,100
	32	200,900	235,900	266,100	295,900	342,100	387,300	432,200
	33	202,300	236,900	267,500	297,600	343,800	388,600	433,400
	34	203,700	238,200	269,300	299,300	345,600	389,900	434,600
	35	205,000	239,200	270,900	301,100	347,500	391,200	435,800
	36	206,400	240,400	272,500	302,900	349,300	392,400	437,000
	37	207,500	241,700	274,000	304,200	351,100	393,500	438,300
	38	208,800	243,000	275,500	306,000	352,800	394,700	439,100
	39	210,100	244,100	277,100	307,500	354,400	395,800	439,500
	40	211,400	245,400	278,500	309,100	356,100	396,900	440,200

	41	212,500	246,700	280,000	310,800	357,300	397,700	440,700
	42	213,700	247,700	281,600	312,500	358,400	398,500	441,100
	43	214,900	248,900	283,300	314,100	359,600	399,300	441,500
	44	216,100	250,000	285,000	315,800	360,800	400,100	441,900
	45	217,300	251,100	286,500	316,700	362,000	400,500	442,300
	46	218,400	252,400	288,200	318,100	362,800	401,100	442,700
	47	219,400	253,700	289,900	319,600	364,000	401,600	443,100
	48	220,500	254,900	291,500	321,200	365,100	402,000	443,400
	49	221,500	256,500	292,700	322,600	366,100	402,400	443,700
	50	222,500	257,900	294,300	323,900	367,100	402,700	444,100
	51	223,400	259,100	295,600	325,100	368,100	403,000	444,400
	52	224,400	260,300	297,200	326,400	369,100	403,300	444,700
	53	224,700	261,400	298,500	327,500	369,900	403,600	445,000
	54	225,500	262,700	300,000	328,500	370,700	403,900	
	55	226,200	264,000	301,400	329,600	371,600	404,200	
	56	227,000	265,100	302,900	330,600	372,500	404,500	
	57	227,700	265,900	303,900	331,100	373,000	404,800	
	58	228,600	267,200	305,200	332,000	373,800	405,100	
	59	229,300	268,500	306,400	332,800	374,600	405,400	
	60	230,000	269,900	307,800	333,700	375,400	405,800	
再任用職員以外の職員	61	230,900	270,800	309,100	334,500	375,800	406,000	
	62	231,600	272,000	310,300	334,800	376,600	406,300	
	63	232,500	273,300	311,600	335,400	377,300	406,600	
	64	233,600	274,600	312,800	336,100	378,000	406,900	
	65	234,200	275,400	314,200	336,700	378,400	407,100	
	66	234,900	276,500	315,000	337,400	379,000		
	67	235,600	277,400	315,800	338,100	379,700		
	68	236,300	278,500	316,600	338,800	380,300		
	69	237,000	279,500	317,200	339,500	380,700		
	70	237,600	280,500	317,900	340,000	381,200		
	71	238,200	281,600	318,600	340,700	381,700		
	72	238,700	282,700	319,200	341,300	382,200		
	73	239,400	283,300	319,900	341,600	382,800		
	74	240,100	284,000	320,100	342,200	383,300		
	75	240,800	284,500	320,700	342,700	383,900		
	76	241,300	285,300	321,300	343,300	384,500		
77	241,700	286,100	321,900	343,800	385,000			
78	242,300	286,700	322,400	344,300	385,500			
79	242,900	287,300	322,900	344,800	386,000			
80	243,500	287,900	323,400	345,200	386,500			
81	243,800	288,600	324,000	345,500	386,800			
82	244,200	289,100	324,500	345,800	387,300			
83	244,600	289,500	324,900	346,200	387,700			
84	244,900	289,900	325,400	346,500	388,100			
85	245,200	290,100	325,900	347,000	388,500			
86		290,300	326,300	347,300				
87		290,500	326,500	347,600				
88		290,700	326,900	347,900				
89		291,100	327,300	348,300				
90		291,300	327,700	348,600				
91		291,500	328,100	349,000				
92		291,700	328,500	349,300				
93		292,100	328,800	349,700				
94		292,300	329,000	350,000				
95		292,500	329,400	350,300				
96		292,800	329,700	350,600				

	97		293,200	329,900	350,900			
	98		293,500	330,200	351,300			
	99		293,700	330,500	351,700			
	100		294,000	330,800	352,100			
	101		294,300	331,000	352,600			
	102		294,500	331,300	353,000			
	103		294,700	331,700	353,400			
	104		295,000	331,900	353,800			
	105		295,300	332,100	354,300			
	106			332,300				
	107			332,700				
	108			332,900				
	109			333,100				
	110			333,500				
	111			333,900				
	112			334,300				
	113			334,500				
再任用職員		189,200	215,900	244,200	257,600	282,900	323,700	366,000

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,800	192,900	240,900	263,400	287,900	331,000
	2	167,200	195,000	242,700	264,400	289,600	333,100
	3	168,700	197,200	244,500	265,300	291,200	335,100
	4	170,100	199,200	246,300	266,400	293,000	337,300
	5	171,500	201,300	247,700	266,900	294,700	339,300
	6	173,000	203,600	249,000	267,900	296,500	341,500
	7	174,500	205,900	250,100	268,800	298,200	343,600
	8	176,000	208,100	251,400	269,700	299,900	345,700
	9	177,200	210,400	252,400	270,800	301,800	347,200
	10	178,900	211,800	253,400	271,500	303,500	349,200
	11	180,500	213,200	254,300	272,600	305,300	351,100
	12	182,000	214,400	255,200	273,800	307,000	353,100
	13	183,400	215,800	256,400	275,100	308,500	355,000
	14	185,400	217,200	257,500	276,200	310,100	357,100
	15	187,400	218,700	258,300	277,400	311,900	359,200
	16	189,400	219,900	259,300	278,800	313,700	361,200
	17	191,500	221,300	259,800	280,100	315,400	363,200
	18	193,600	222,800	260,700	281,400	317,000	365,200
	19	195,700	224,300	261,700	282,400	318,700	367,300
	20	197,900	225,800	262,500	283,600	320,400	369,400
	21	199,900	226,900	263,400	285,200	321,800	371,100
	22	202,100	228,600	264,300	286,800	323,300	373,200
	23	204,300	230,300	265,200	288,100	324,800	375,300
	24	206,500	232,000	266,200	289,400	326,300	377,400
	25	208,400	233,400	267,400	290,700	327,700	379,400
	26	209,700	235,100	268,300	292,300	329,100	381,000
	27	210,900	236,800	269,600	294,000	330,600	382,900
	28	212,200	238,500	270,800	295,500	332,200	384,800
	29	213,400	240,100	272,000	296,800	333,300	386,600
	30	214,500	241,500	273,400	298,400	334,800	388,300
	31	215,800	242,800	274,900	300,000	336,200	390,200
	32	217,000	243,900	276,200	301,700	337,700	392,000
	33	218,300	245,100	277,800	303,100	339,300	393,700
	34	219,600	246,200	279,200	304,700	340,900	395,400
	35	220,900	247,100	280,400	306,300	342,500	397,200
	36	222,200	248,200	281,600	307,900	344,000	398,900
	37	223,300	249,100	283,200	309,200	345,700	400,500
	38	224,700	250,200	284,400	310,600	347,300	402,200
	39	226,000	251,100	285,800	312,000	348,800	404,000
	40	227,400	252,200	287,000	313,600	350,400	405,800

	41	228,300	252,600	288,300	315,100	351,600	407,300
	42	229,700	253,500	289,800	316,500	353,100	408,800
	43	231,100	254,400	291,300	317,900	354,600	410,300
	44	232,500	255,100	292,900	319,400	356,000	411,600
	45	233,800	255,900	294,200	320,200	357,600	412,800
	46	235,200	256,800	295,600	321,600	358,600	413,900
	47	236,500	257,700	297,100	323,000	360,100	415,000
	48	237,800	258,700	298,600	324,500	361,400	416,200
	49	238,800	259,700	299,700	325,600	362,800	417,500
	50	239,900	260,700	301,000	327,000	364,200	418,600
	51	240,900	261,900	302,200	328,300	365,500	419,800
	52	242,000	263,100	303,600	329,600	366,900	420,900
	53	242,900	264,200	305,100	331,000	368,400	422,100
	54	244,000	265,600	306,400	332,400	369,600	423,100
	55	244,900	266,900	307,800	333,800	370,700	424,200
	56	245,900	268,200	309,200	335,100	371,900	425,300
	57	246,600	269,800	310,000	336,000	373,000	426,400
	58	247,600	271,300	311,200	337,300	373,900	426,900
	59	248,300	272,700	312,400	338,500	374,900	427,500
	60	249,100	274,100	313,800	339,800	375,900	427,900
再任用職員以外の職員	61	249,900	275,500	314,900	341,000	376,600	428,500
	62	250,900	276,800	316,200	341,900	377,400	429,000
	63	251,700	278,200	317,500	343,100	378,200	429,400
	64	252,700	279,300	318,700	344,400	379,000	429,900
	65	253,600	280,700	320,000	345,500	379,700	430,500
	66	254,400	282,200	321,300	346,700	380,400	430,900
	67	255,500	283,700	322,600	347,900	381,200	431,200
	68	256,400	285,200	323,900	349,000	381,900	431,500
	69	257,200	286,300	324,600	350,000	382,500	431,900
	70	258,200	287,800	325,700	351,000	383,100	
	71	259,100	289,300	326,800	352,100	383,800	
	72	260,100	290,700	327,700	353,200	384,400	
	73	261,500	291,700	329,000	354,000	385,100	
	74	262,800	293,100	329,700	355,100	385,600	
	75	263,900	294,300	330,800	356,200	386,200	
	76	265,000	295,600	332,000	357,300	386,700	
77	266,000	297,000	333,100	358,000	387,100		
78	267,000	298,300	334,300	358,800	387,700		
79	268,200	299,500	335,400	359,600	388,200		
80	269,300	300,800	336,600	360,300	388,500		
81	270,200	301,300	337,700	360,900	388,800		
82	271,200	302,500	338,800	361,400	389,300		
83	272,300	303,600	339,800	362,000	389,700		
84	273,400	304,900	341,000	362,500	390,000		
85	274,200	306,000	341,900	363,100	390,300		
86	275,100	307,200	342,900	363,600	390,800		
87	276,200	308,400	343,800	364,200	391,300		
88	277,300	309,500	344,800	364,700	391,700		
89	278,100	310,800	345,800	365,100	392,000		
90	279,000	312,000	346,600	365,500	392,400		
91	279,800	313,200	347,400	366,100	392,900		
92	280,800	314,400	348,200	366,600	393,300		
93	281,700	315,200	348,800	366,900	393,700		
94	282,700	315,900	349,400	367,400			
95	283,600	316,600	350,100	367,800			
96	284,600	317,200	350,700	368,100			

97	285,200	317,900	351,100	368,700
98	286,000	318,200	351,500	369,200
99	286,600	318,800	352,000	369,700
100	287,500	319,500	352,400	370,200
101	288,300	319,900	352,900	370,800
102	289,100	320,500	353,300	371,300
103	289,900	321,100	353,800	371,800
104	290,700	321,700	354,200	372,200
105	291,400	322,100	354,500	372,800
106	291,900	322,600	355,000	373,300
107	292,400	323,100	355,400	373,800
108	292,900	323,600	355,700	374,300
109	293,100	324,000	356,200	374,900
110	293,400	324,400	356,700	375,300
111	293,600	324,700	357,200	375,800
112	294,000	325,000	357,700	376,400
113	294,300	325,400	358,200	377,000
114	294,500	325,800	358,700	
115	294,900	326,200	359,200	
116	295,200	326,500	359,600	
117	295,500	326,700	360,000	
118	295,800	327,000	360,400	
119	296,100	327,400	360,900	
120	296,500	327,600	361,400	
121	296,800	327,800	361,800	
122	297,200	328,100	362,300	
123	297,500	328,400	362,800	
124	297,900	328,700	363,300	
125	298,100	328,900	363,600	
126	298,300	329,200		
127	298,600	329,600		
128	299,000	329,800		
129	299,200	330,000		
130	299,500	330,200		
131	299,900	330,600		
132	300,300	330,800		
133	300,500	331,100		
134	300,800	331,500		
135	301,200	331,900		
136	301,500	332,300		
137	301,700	332,600		
138	302,000	333,000		
139	302,400	333,400		
140	302,700	333,800		
141	302,900	334,100		
142	303,300	334,500		
143	303,700	334,800		
144	304,000	335,200		
145	304,200	335,500		
146	304,500	335,900		
147	304,800	336,300		
148	305,200	336,700		

149	305,400	337,000				
150	305,600	337,400				
151	305,900	337,800				
152	306,200	338,200				
153	306,600	338,500				
154	306,800					
155	307,000					
156	307,300					
157	307,600					
158	307,900					
159	308,200					
160	308,500					
161	308,900					
162	309,200					
163	309,500					
164	309,800					
165	310,200					
166	310,500					
167	310,800					
168	311,100					
169	311,500					
再任用職員	235,800	256,100	263,300	273,600	289,900	327,100

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,400	175,700	229,100	273,100	321,900	358,500
	2	151,400	178,000	231,300	274,900	323,900	360,700
	3	152,600	180,500	233,400	276,700	326,000	362,800
	4	153,600	182,800	235,500	278,500	328,000	365,200
	5	154,600	185,100	237,500	279,800	330,200	367,100
	6	155,900	187,600	239,500	281,700	332,000	370,200
	7	157,200	190,000	241,600	283,500	333,600	373,200
	8	158,500	192,600	243,700	285,300	335,300	376,100
	9	159,600	194,800	245,900	286,700	336,800	378,900
	10	161,100	197,300	247,800	289,100	338,900	381,700
	11	162,800	199,700	249,700	291,300	341,300	384,700
	12	164,300	202,200	251,600	293,500	343,800	387,400
	13	165,600	204,600	253,200	295,900	345,700	390,100
	14	167,100	207,200	255,100	298,500	347,900	392,800
	15	168,600	209,900	256,900	300,700	350,000	395,600
	16	170,200	212,500	258,800	303,100	352,300	398,300
	17	171,600	214,800	260,400	305,400	354,600	401,100
	18	173,300	217,500	262,300	307,600	357,100	403,100
	19	175,000	220,200	264,200	309,800	359,300	405,100
	20	176,700	222,900	266,100	311,700	361,600	407,100
	21	178,300	225,400	267,600	313,700	364,000	408,600
	22	180,300	227,000	269,300	314,800	366,100	410,500
	23	182,200	228,600	270,800	315,900	368,200	412,400
	24	184,100	230,200	272,200	317,100	370,200	414,400
	25	185,800	231,700	273,700	318,400	372,300	415,900
	26	187,400	233,200	275,300	319,700	374,700	417,400
	27	189,200	234,700	276,700	321,200	377,200	419,100
	28	191,000	236,000	278,200	322,800	379,500	420,800
	29	192,500	237,600	279,500	324,100	381,500	421,800
	30	194,600	238,300	280,900	325,500	383,600	423,400
	31	196,700	239,400	282,300	327,000	385,800	424,900
	32	198,900	240,500	283,500	328,600	387,900	426,500
	33	200,700	241,700	284,200	330,100	389,600	428,000
	34	202,600	242,600	285,600	331,600	391,200	429,300
	35	204,500	243,400	286,700	332,700	392,800	430,600
	36	206,400	244,300	287,800	334,200	394,600	431,800
	37	208,100	245,000	288,700	335,700	396,100	433,000
	38	209,700	245,800	289,900	337,000	397,500	434,000
	39	211,200	246,600	290,700	338,400	399,000	435,000
	40	212,800	247,500	291,700	339,600	400,500	436,000

	41	214,200	248,400	292,800	341,000	401,000	436,400
	42	215,700	249,300	293,600	342,300	402,300	437,000
	43	217,300	250,100	294,400	343,800	403,500	437,700
	44	218,900	251,000	295,100	345,300	404,900	438,400
	45	220,300	251,800	296,000	346,700	406,300	439,000
	46	221,500	252,700	297,100	348,100	407,700	439,300
	47	222,700	253,500	298,000	349,500	409,100	439,900
	48	224,000	254,400	299,100	350,900	410,400	440,400
	49	225,400	254,800	300,500	351,700	411,700	440,700
	50	226,600	255,500	301,600	353,100	412,700	441,400
	51	227,500	256,100	302,500	354,400	413,600	442,100
	52	228,600	256,400	303,300	355,800	414,500	442,800
	53	229,900	256,600	304,300	357,100	414,700	443,400
	54	231,200	256,900	305,200	358,500	415,100	444,100
	55	232,400	257,300	306,200	359,800	415,600	444,800
	56	233,700	257,900	306,900	361,200	416,100	445,400
	57	234,800	258,200	308,000	361,800	416,500	445,800
	58	236,000	258,900	309,000	363,000	416,700	446,500
	59	237,200	259,300	310,100	364,100	417,300	447,200
	60	238,400	259,700	311,200	365,400	417,700	448,000
再任用職員以外の職員	61	239,600	260,300	311,900	366,500	418,000	448,400
	62	240,700	260,600	312,600	367,100	418,600	448,700
	63	241,600	261,100	313,400	367,600	419,200	449,000
	64	242,700	261,600	314,200	368,200	419,800	449,300
	65	243,300	262,000	314,500	368,600	420,400	449,500
	66	244,300	262,300	315,200	369,100	421,000	449,800
	67	245,100	262,500	315,700	369,600	421,500	450,100
	68	246,000	262,800	316,300	370,100	422,100	450,400
	69	246,700	263,100	317,000	370,300	422,700	450,600
	70	247,300			370,600	423,200	450,900
	71	248,000			371,000	423,800	451,200
	72	248,800			371,300	424,400	451,400
	73	249,600			371,800	424,900	451,600
	74	250,300			372,000	425,500	
	75	250,800			372,500	426,000	
	76	251,200			372,900	426,600	
77	251,500			373,200	427,100		
78	251,800			373,700	427,700		
79	252,300			374,200	428,400		
80	253,000			374,700	429,000		
81	253,300			375,200	429,300		
82	253,600			375,600	429,900		
83	253,800			376,200	430,600		
84	254,200			376,700	431,200		
85	254,500			377,100	431,600		
86				377,600	432,100		
87				378,000	432,800		
88				378,500	433,500		
89				379,000	433,700		
90				379,500			
91				380,000			
92				380,500			
93				380,800			
94				381,200			
95				381,700			
96				382,100			

	97				382,600		
	98				382,900		
	99				383,400		
	100				383,800		
	101				384,400		
再任用職員		215,700	220,900	251,000	280,500	321,300	350,200

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、知事が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。

3 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	217,000	277,900	325,200	407,100
	2	219,300	280,900	328,100	409,400
	3	221,500	283,700	331,200	411,800
	4	223,700	286,500	334,200	414,400
	5	225,800	289,300	337,400	416,500
	6	227,900	291,800	340,000	419,000
	7	230,100	294,000	342,700	421,200
	8	232,200	296,400	345,400	423,700
	9	234,600	299,000	348,400	425,400
	10	237,000	301,500	351,300	427,900
	11	239,400	303,900	354,400	430,200
	12	241,800	306,600	357,700	432,500
	13	243,900	308,900	360,500	433,900
	14	246,300	310,900	362,400	436,100
	15	248,700	313,000	364,600	438,300
	16	251,100	314,700	367,100	440,600
	17	253,100	316,900	369,300	442,700
	18	256,200	319,000	371,500	445,100
	19	259,300	321,000	373,600	447,400
	20	262,400	323,000	375,500	449,900
	21	265,300	325,000	377,600	452,000
	22	268,300	327,400	379,500	454,300
	23	271,300	330,000	381,500	456,700
	24	274,200	332,800	383,200	459,000
	25	277,000	334,800	384,600	461,000
	26	279,600	336,800	386,400	463,200
	27	282,100	338,900	388,200	465,300
	28	284,800	341,400	390,100	467,500
	29	287,600	343,800	392,000	469,600
	30	290,000	345,900	393,700	471,900
	31	292,200	347,800	395,400	474,100
	32	294,600	349,600	397,100	476,200
	33	296,800	351,600	398,700	478,100
	34	299,000	353,700	400,500	480,200
	35	301,500	355,800	402,000	482,500
	36	303,700	357,800	403,800	484,800
	37	306,300	359,400	404,900	486,900
	38	307,900	361,400	406,500	488,900
	39	309,600	363,500	408,000	490,800
	40	311,300	365,400	409,500	492,700

	41	313,200	367,300	410,400	494,700
	42	313,700	369,200	412,100	496,600
	43	314,600	371,000	413,600	498,300
	44	315,500	372,800	415,200	500,200
	45	316,400	374,600	416,500	502,100
	46	317,400	376,500	418,100	503,900
	47	318,200	378,000	419,500	505,700
	48	319,200	379,800	421,100	507,600
	49	320,100	381,300	422,500	509,300
	50	321,000	382,900	423,800	511,000
	51	321,800	384,500	425,100	512,800
	52	322,600	386,200	426,400	514,700
	53	323,800	387,300	427,100	516,300
	54	324,600	388,800	428,100	517,900
	55	325,400	390,200	429,000	519,700
	56	326,200	391,800	429,900	521,300
	57	326,900	393,100	430,800	522,900
	58	328,000	394,500	431,700	524,200
	59	329,100	395,800	432,600	525,500
	60	330,100	397,300	433,500	526,700
再任 用職 員以 外の 職員	61	331,100	398,600	434,400	527,900
	62	332,100	400,000	435,300	528,900
	63	333,200	401,500	436,300	529,900
	64	334,300	403,000	437,400	530,900
	65	335,000	404,000	438,300	531,500
	66	336,100	405,100	439,300	532,400
	67	336,800	406,100	440,300	533,300
	68	337,900	407,200	441,200	534,200
	69	338,500	408,200	442,200	535,100
	70	339,600	409,100	443,200	535,900
	71	340,600	409,900	444,100	536,600
	72	341,700	410,700	445,100	537,100
	73	342,000	411,500	446,100	537,800
	74	343,000	412,500	447,000	538,300
	75	344,000	413,300	448,000	539,100
	76	345,000	414,100	449,000	539,700
77	346,000	414,800	449,800	540,200	
78	347,000	415,200	450,300		
79	347,900	415,500	451,000		
80	348,800	415,800	451,600		
81	349,800	416,100	452,400		
82	350,800	416,400	453,100		
83	351,800	416,600	453,400		
84	352,800	416,900	454,000		
85	353,400	417,200	454,400		
86	354,000	417,500	454,700		
87	354,600	417,800	455,000		
88	355,200	418,100	455,300		
89	355,800	418,300	455,600		
90	356,200	418,600			
91	356,600	418,900			
92	357,100	419,200			
93	357,600	419,400			
94	358,000	419,700			
95	358,500	420,000			
96	359,000	420,300			

97	359,600	420,500		
98	360,100	420,800		
99	360,500	421,100		
100	361,000	421,300		
101	361,400	421,500		
102	361,900	421,800		
103	362,200	422,100		
104	362,700	422,300		
105	363,200	422,500		
106	363,600			
107	364,100			
108	364,600			
109	365,000			
110	365,500			
111	366,000			
112	366,400			
113	366,800			
114	367,200			
115	367,700			
116	368,100			
117	368,500			
118	368,900			
119	369,400			
120	369,800			
121	370,100			
122	370,500			
123	371,000			
124	371,300			
125	371,700			
126	372,200			
127	372,700			
128	373,100			
129	373,500			
再任用職員	283,600	294,600	316,600	400,800

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,400	204,600	332,000	418,100
	2	162,000	206,300	334,200	419,900
	3	163,500	207,900	336,300	421,700
	4	165,000	209,600	338,300	423,400
	5	166,600	211,400	340,600	424,900
	6	168,500	213,000	342,500	426,400
	7	170,300	214,700	344,700	428,300
	8	172,100	216,300	346,800	430,200
	9	173,800	218,100	348,500	432,000
	10	175,900	220,000	350,600	433,800
	11	177,900	221,900	352,700	435,700
	12	179,900	223,800	354,800	437,500
	13	181,800	225,300	356,900	439,200
	14	184,000	227,300	358,900	441,100
	15	186,200	229,300	360,900	442,900
	16	188,400	231,300	362,900	444,800
	17	190,600	233,200	364,500	446,500
	18	193,200	235,900	366,400	448,400
	19	195,700	238,600	368,200	450,200
	20	198,300	241,300	370,200	452,000
	21	200,800	243,900	371,800	453,600
	22	202,500	246,700	373,700	455,300
	23	204,200	249,300	375,500	457,200
	24	205,900	252,000	377,500	458,900
	25	207,400	254,500	378,800	460,600
	26	208,900	256,900	380,600	462,200
	27	210,600	259,400	382,400	463,800
	28	212,200	261,700	384,300	465,300
	29	213,700	264,300	386,100	466,800
	30	215,400	266,700	388,000	468,100
	31	217,100	269,000	389,900	469,400
	32	218,800	271,200	391,900	470,700
	33	220,200	273,300	393,600	471,900
	34	222,000	275,500	395,300	472,600
	35	223,800	277,700	396,900	473,300
	36	225,600	279,600	398,700	474,000
	37	227,100	281,900	399,900	474,600
	38	228,900	283,800	401,400	
	39	230,700	285,700	402,800	
	40	232,500	287,700	404,200	

	41	234,300	289,400	405,900
	42	236,000	291,700	407,300
	43	237,600	294,000	408,600
	44	239,200	296,500	410,100
	45	240,600	298,500	411,700
	46	241,900	300,900	413,100
	47	243,200	303,100	414,600
	48	244,400	305,800	416,200
	49	245,800	308,100	417,900
	50	247,300	310,500	419,300
	51	248,500	312,800	420,900
	52	250,000	315,000	422,400
	53	251,100	317,200	424,100
	54	252,300	319,200	425,600
	55	253,700	321,200	427,200
	56	254,700	323,200	428,800
	57	256,000	325,100	430,300
	58	257,000	327,200	431,800
	59	258,100	329,300	433,000
	60	259,300	331,300	434,200
再任 用職 員以 外の 職員	61	260,600	333,400	435,400
	62	261,600	335,500	436,700
	63	263,000	337,700	438,000
	64	264,100	339,900	439,200
	65	265,400	341,700	440,400
	66	266,800	343,900	441,600
	67	268,200	345,900	442,800
	68	269,900	348,100	444,000
	69	271,300	349,900	445,200
	70	272,600	351,800	446,400
	71	273,900	353,800	447,600
	72	275,200	355,800	448,900
	73	276,300	357,400	450,000
	74	277,500	359,300	450,600
	75	278,800	361,100	451,100
	76	279,800	363,000	451,600
77	281,000	364,800	452,100	
78	282,200	366,500		
79	283,400	368,200		
80	284,600	369,800		
81	285,700	371,300		
82	286,900	372,800		
83	288,100	374,300		
84	289,300	375,700		
85	290,300	376,900		
86	291,400	378,300		
87	292,400	379,700		
88	293,600	381,000		
89	294,700	382,300		
90	295,800	383,600		
91	297,000	384,800		
92	298,200	386,100		
93	298,700	387,400		
94	299,700	388,500		
95	300,800	389,800		
96	302,000	391,000		

97	303,000	392,400
98	304,100	393,400
99	305,200	394,500
100	306,300	395,500
101	307,200	396,400
102	308,300	397,400
103	309,400	398,500
104	310,400	399,600
105	311,000	400,300
106	311,900	401,200
107	312,700	402,100
108	313,500	403,000
109	314,400	403,800
110	314,800	404,700
111	315,200	405,500
112	315,700	406,300
113	316,300	406,900
114	316,700	407,600
115	317,200	408,300
116	317,700	409,000
117	318,300	409,600
118	318,800	410,100
119	319,200	410,500
120	319,700	410,900
121	320,200	411,300
122	320,600	411,600
123	321,100	412,000
124	321,600	412,200
125	322,200	412,400
126	322,500	412,700
127	322,800	413,000
128	323,100	413,200
129	323,300	413,400
130	323,600	413,700
131	323,900	414,000
132	324,200	414,200
133	324,400	414,400
134	324,600	414,700
135	324,800	415,000
136	325,100	415,200
137	325,400	415,400
138	325,600	415,700
139	325,900	416,000
140	326,200	416,200
141	326,400	416,400
142	326,600	416,700
143	326,900	417,000
144	327,100	417,200
145	327,400	417,400
146	327,600	
147	327,900	
148	328,200	

	149	328,400			
	150	328,600			
	151	328,900			
	152	329,200			
	153	329,400			
再任用職員		234,700	275,100	332,000	416,400

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,400	176,300	293,800	407,800
	2	162,000	178,400	296,400	409,300
	3	163,500	180,500	299,300	410,800
	4	165,000	182,700	301,700	412,400
	5	166,600	184,700	304,200	413,800
	6	168,500	186,900	306,600	415,200
	7	170,300	189,100	308,900	416,700
	8	172,100	191,300	311,300	418,300
	9	173,800	193,500	313,700	419,700
	10	175,900	196,300	316,100	421,100
	11	177,900	199,100	318,800	422,500
	12	179,900	201,800	321,700	423,800
	13	181,800	204,600	324,100	425,100
	14	184,000	206,300	326,000	426,500
	15	186,200	207,900	327,900	427,900
	16	188,400	209,600	330,000	429,300
	17	190,600	211,400	332,000	430,500
	18	193,200	213,000	334,200	431,800
	19	195,700	214,700	336,300	433,000
	20	198,300	216,300	338,300	434,300
	21	200,800	218,100	340,600	435,400
	22	202,500	220,000	342,500	436,600
	23	204,200	221,900	344,700	437,900
	24	205,900	223,800	346,800	439,200
	25	207,400	225,300	348,500	440,500
	26	208,800	227,300	350,300	441,700
	27	210,400	229,300	352,200	442,700
	28	211,900	231,300	354,100	443,800
	29	213,600	233,200	355,900	445,000
	30	215,300	235,900	357,700	445,800
	31	217,000	238,600	359,400	446,600
	32	218,700	241,300	361,300	447,500
	33	220,000	243,900	362,600	448,500
	34	221,700	246,700	364,300	449,000
	35	223,400	249,300	365,800	449,500
	36	225,100	252,000	367,600	450,000
	37	226,500	254,500	369,500	450,500
	38	228,200	256,900	371,000	
	39	229,900	259,400	372,300	
	40	231,600	261,700	373,900	

	41	233,300	264,300	375,000
	42	235,000	266,700	376,500
	43	236,600	269,000	377,900
	44	238,200	271,200	379,400
	45	239,900	273,300	380,800
	46	241,400	275,500	382,400
	47	242,700	277,700	384,000
	48	244,100	279,600	385,500
	49	245,300	281,900	386,900
	50	246,700	283,800	388,400
	51	248,100	285,700	389,900
	52	249,300	287,700	391,300
	53	250,400	289,400	392,500
	54	251,800	291,700	393,800
	55	253,000	294,000	394,900
	56	254,000	296,500	396,000
	57	255,200	298,500	397,400
	58	256,400	300,900	398,600
	59	257,500	303,100	399,800
	60	258,700	305,800	401,100
再任用職員以外の職員	61	260,100	308,100	402,300
	62	260,900	310,500	403,300
	63	262,100	312,800	404,700
	64	263,000	315,000	406,000
	65	264,000	317,200	407,200
	66	265,400	319,200	408,300
	67	266,500	321,200	409,500
	68	267,800	323,200	410,600
	69	269,500	325,100	411,600
	70	271,000	327,200	412,900
	71	272,300	329,300	414,100
	72	273,700	331,300	415,300
	73	274,700	333,400	415,900
	74	275,700	335,500	416,700
	75	276,900	337,700	417,400
	76	277,900	339,900	417,900
77	279,100	341,700	418,200	
78	280,200	343,600	418,600	
79	281,400	345,300	419,000	
80	282,600	347,100	419,400	
81	283,800	348,900	419,700	
82	284,700	350,700	420,100	
83	285,900	352,100	420,500	
84	287,100	353,900	420,800	
85	288,000	355,100	421,100	
86	288,900	356,700	421,500	
87	289,600	358,200	421,900	
88	290,600	359,700	422,200	
89	291,600	361,000	422,500	
90	292,500	362,300	422,800	
91	293,400	363,700	423,100	
92	294,200	365,100	423,300	
93	294,500	366,600	423,500	
94	295,200	367,900		
95	295,900	369,200		
96	296,700	370,400		

97	297, 500	371, 400
98	298, 300	372, 400
99	299, 100	373, 400
100	299, 800	374, 400
101	300, 700	375, 300
102	301, 200	376, 400
103	301, 700	377, 400
104	302, 200	378, 400
105	302, 400	379, 200
106	302, 800	380, 100
107	303, 100	381, 000
108	303, 300	382, 000
109	303, 500	382, 800
110	303, 700	383, 800
111	304, 000	384, 800
112	304, 300	385, 800
113	304, 600	386, 400
114	304, 800	387, 300
115	305, 000	388, 200
116	305, 300	389, 100
117	305, 600	389, 900
118	305, 900	390, 600
119	306, 200	391, 400
120	306, 500	392, 200
121	306, 700	392, 800
122	306, 900	393, 600
123	307, 100	394, 300
124	307, 400	395, 000
125	307, 700	395, 600
126		396, 300
127		396, 800
128		397, 400
129		398, 100
130		398, 700
131		399, 200
132		399, 700
133		400, 000
134		400, 300
135		400, 600
136		400, 900
137		401, 200
138		401, 500
139		401, 800
140		402, 100
141		402, 400
142		402, 700
143		403, 000
144		403, 300
145		403, 500
146		403, 800
147		404, 100
148		404, 300

	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
再任用職員		225,800	271,900	325,300	406,300

備考1 この表は、小学校又は中学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	170,400	186,100	212,200	252,000	295,100	321,100	348,600	383,000	424,000
	2	172,100	187,800	214,200	253,800	296,900	323,300	350,800	385,200	425,800
	3	173,900	189,600	216,200	255,600	299,000	325,400	353,100	387,100	427,700
	4	175,600	191,400	218,200	257,400	301,300	327,400	355,300	389,200	429,600
	5	177,000	193,200	220,200	259,100	303,000	329,600	357,300	390,900	431,000
	6	178,900	195,500	222,000	260,900	305,200	331,500	359,400	392,900	432,700
	7	180,700	197,900	224,000	262,500	307,200	333,700	361,600	394,700	434,300
	8	182,600	200,200	225,900	264,200	309,300	335,700	363,800	396,500	435,800
	9	184,200	202,200	228,000	265,500	311,200	337,400	365,500	398,200	437,400
	10	185,900	204,800	229,800	267,100	313,400	339,700	367,700	400,200	439,100
	11	187,600	207,300	231,600	268,400	315,500	342,000	369,700	402,200	440,700
	12	189,300	209,800	233,500	269,800	317,500	344,300	371,900	404,300	442,300
	13	191,100	212,000	235,300	271,200	319,600	346,300	373,700	406,000	443,400
	14	193,200	213,800	237,200	272,600	321,600	348,400	375,800	408,100	445,000
	15	195,300	215,600	239,100	273,700	323,700	350,600	377,900	410,100	446,800
	16	197,500	217,400	241,000	275,000	325,700	352,700	380,000	412,300	448,700
	17	199,600	219,300	242,500	275,700	327,400	354,700	381,600	414,000	450,300
	18	202,000	221,000	244,300	277,100	329,700	356,700	383,600	415,700	452,100
	19	204,400	222,900	246,100	278,500	331,800	358,700	385,500	417,400	453,900
	20	206,800	224,700	247,900	279,800	334,100	360,800	387,500	419,000	455,600
	21	209,200	226,400	249,500	281,100	336,000	362,500	389,200	420,700	457,200
	22	211,000	228,200	250,900	282,300	338,000	364,500	391,300	422,300	458,900
	23	212,700	230,000	252,100	283,600	340,100	366,300	393,400	423,700	460,500
	24	214,500	231,800	253,400	285,100	342,200	368,400	395,400	425,200	462,300
	25	216,400	233,500	254,700	286,300	344,100	370,100	397,100	426,500	463,800
	26	218,100	235,200	255,900	288,000	346,200	372,100	399,100	427,900	465,200
	27	219,900	236,900	257,200	290,000	348,100	374,100	401,200	429,400	466,700
	28	221,600	238,600	258,400	292,000	350,100	376,200	403,300	431,000	468,000
	29	223,500	239,800	259,500	293,900	351,900	378,000	404,800	432,300	469,200
	30	225,300	241,600	260,600	295,800	354,000	380,100	406,600	434,000	469,900
	31	227,100	243,400	261,800	297,500	355,800	382,200	408,300	435,700	470,600
	32	228,900	245,200	262,900	299,300	357,900	384,200	410,000	437,300	471,300
	33	230,500	246,600	263,400	301,000	359,300	386,100	411,700	438,700	471,800
	34	232,200	248,100	264,600	302,700	361,300	388,200	413,300	440,400	472,600
	35	234,000	249,400	265,700	304,600	363,200	390,300	414,900	442,100	473,300
	36	235,700	250,800	266,700	306,300	365,300	392,200	416,400	443,700	473,900
	37	236,900	252,100	267,500	308,100	367,200	393,900	417,700	445,100	474,200
	38	238,700	253,400	268,800	309,700	369,300	395,400	419,200	445,800	474,800
	39	240,500	254,600	269,800	311,500	371,300	396,700	420,700	446,500	475,300
	40	242,300	255,800	270,800	313,000	373,300	398,100	422,200	447,200	475,800

	41	243,700	256,900	272,000	314,700	375,300	399,300	423,700	447,600	476,300
	42	245,100	258,100	273,200	316,500	377,500	400,400	425,000	448,300	476,700
	43	246,400	259,100	274,500	318,400	379,600	401,400	426,300	449,000	477,100
	44	247,600	260,200	275,700	320,300	381,600	402,400	427,500	449,600	477,500
	45	248,900	260,800	276,800	322,000	383,300	403,600	428,500	450,400	477,800
	46	250,000	261,900	278,200	323,900	385,000	404,800	429,200	451,100	
	47	251,000	263,000	279,500	325,800	386,600	405,900	430,000	451,600	
	48	251,900	264,100	280,900	327,600	388,300	407,100	430,800	452,100	
	49	252,700	264,900	282,700	329,000	389,700	408,400	431,300	452,600	
	50	253,800	266,100	284,400	330,600	390,700	409,200	431,700	452,900	
	51	254,900	267,100	285,900	332,000	391,700	410,000	432,100	453,200	
	52	256,000	268,200	287,300	333,700	392,700	410,700	432,400	453,600	
	53	256,500	269,500	288,800	335,200	394,000	411,200	432,700	454,000	
	54	257,700	270,300	290,400	336,900	395,100	412,000	433,100	454,200	
	55	258,600	271,700	292,000	338,500	396,200	412,700	433,400	454,500	
	56	259,700	272,900	293,500	340,400	397,400	413,300	433,700	454,700	
	57	260,600	273,900	294,900	341,300	398,700	414,000	434,000	455,100	
	58	261,600	275,400	296,600	343,000	399,500	414,400	434,300	455,300	
	59	262,400	276,600	298,400	344,600	400,300	415,000	434,600	455,500	
	60	263,400	278,000	300,200	346,200	401,000	415,600	434,900	455,700	
再任用職員以外の職員	61	264,500	279,600	301,600	347,800	401,500	416,000	435,200	456,100	
	62	265,200	281,200	303,400	349,500	402,200	416,600	435,500		
	63	266,300	282,500	305,300	351,200	402,900	417,100	435,800		
	64	267,200	284,000	307,000	352,900	403,600	417,600	436,100		
	65	268,300	285,400	308,300	354,500	403,900	418,100	436,400		
	66	269,600	286,600	310,000	356,100	404,600	418,700	436,700		
	67	270,600	288,000	311,400	357,700	405,300	419,100	437,000		
	68	271,500	289,200	313,100	359,300	405,900	419,600	437,300		
	69	272,700	290,700	314,500	360,500	406,300	420,000	437,500		
	70	274,100	292,200	315,900	361,900	406,800	420,300	437,800		
	71	275,300	293,800	317,200	363,200	407,400	420,600	438,100		
	72	276,600	295,400	318,700	364,600	407,900	420,900	438,400		
	73	277,800	296,600	319,400	365,800	408,400	421,200	438,600		
	74	279,000	298,000	321,000	367,000	408,800	421,500	438,900		
	75	280,300	299,500	322,500	368,300	409,300	421,800	439,200		
	76	281,300	301,000	324,200	369,600	409,800	422,100	439,500		
	77	282,400	301,900	326,000	370,900	410,300	422,300	439,700		
	78	283,600	303,400	327,700	372,100	410,800	422,600	440,000		
	79	284,800	304,700	329,300	373,300	411,400	422,900	440,300		
	80	285,800	306,200	330,900	374,500	412,000	423,200	440,600		
	81	286,900	307,500	332,600	375,700	412,400	423,400	440,800		
	82	288,100	308,900	334,300	377,000	413,000	423,700	441,100		
	83	289,400	310,000	335,900	378,100	413,500	424,000	441,400		
	84	290,700	311,400	337,600	379,300	413,700	424,200	441,700		
	85	291,800	312,300	339,000	380,400	414,000	424,400	441,900		
	86	293,000	313,800	340,600	381,000	414,500	424,700			
	87	293,900	315,100	342,100	381,500	414,800	425,000			
	88	295,100	316,600	343,600	382,100	415,100	425,200			
	89	296,100	318,100	344,900	382,700	415,400	425,400			
	90	297,300	319,600	346,100	383,300	415,800	425,700			
	91	298,400	321,000	347,400	383,900	416,200	426,000			
	92	299,600	322,500	348,700	384,500	416,600	426,200			
	93	300,100	323,800	350,100	384,800	416,900	426,400			
	94	301,400	325,100	351,600	385,300					
	95	302,500	326,500	353,100	385,900					
	96	303,800	327,800	354,600	386,400					

97	305,000	329,000	355,900	386,800					
98	306,200	330,300	357,100	387,200					
99	307,400	331,600	358,200	387,800					
100	308,600	332,900	359,400	388,300					
101	309,800	334,300	360,500	388,700					
102	310,800	335,200	361,600	389,200					
103	311,900	336,300	362,700	389,800					
104	312,900	337,500	363,900	390,300					
105	313,700	338,600	365,100	390,600					
106	314,300	339,700	365,600	391,000					
107	314,900	340,800	366,200	391,500					
108	315,600	341,900	366,800	391,800					
109	316,100	343,100	367,400	392,100					
110	316,600	344,100	367,900	392,600					
111	317,100	345,100	368,400	393,100					
112	317,700	346,000	368,900	393,600					
113	318,500	346,900	369,300	393,900					
114	319,200	347,800	369,700	394,400					
115	319,900	348,800	370,300	394,900					
116	320,600	349,800	370,800	395,400					
117	321,200	350,800	371,200	395,700					
118	322,000	351,300	371,700	396,200					
119	322,700	351,900	372,300	396,700					
120	323,500	352,500	372,800	397,200					
121	324,100	352,800	373,000	397,600					
122	324,400	353,200	373,500	398,100					
123	324,900	353,700	374,000	398,500					
124	325,400	354,100	374,400	399,000					
125	325,700	354,500	374,900	399,400					
126		354,900	375,400						
127		355,400	375,900						
128		355,800	376,500						
129		356,200	376,800						
130		356,600	377,300						
131		357,000	377,800						
132		357,400	378,300						
133		357,600	378,600						
134		358,100	379,100						
135		358,500	379,500						
136		358,800	379,900						
137		359,100	380,200						
138		359,500	380,700						
139		360,000	381,200						
140		360,500	381,700						
141		360,800	382,000						
142		361,300							
143		361,800							
144		362,300							
145		362,600							
再任用職員	242,200	253,900	258,000	289,400	306,000	320,100	343,800	379,000	410,600

備考 この表は、警察官に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	376,100
2	423,200
3	473,300
4	534,500
5	609,700
6	712,000
7	832,300

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	398,100
2	457,300
3	517,400
4	597,700
5	694,900
6	793,200

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	331,900
2	368,000
3	395,100

参 考 资 料

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果	
2019年（平成31年）職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 再任用職員の給料表別，級別人員	38
第13表 年齢階層別人員構成比（平成31年と平成21年の比較）全職員	39
2 職種別民間給与実態調査結果	
2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	40
第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	41
第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	41
第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	42
第17表 県内民間における初任給の改定状況	52
第18表 県内民間における定期昇給制度の状況	52
第19表 県内民間における家族手当の支給状況	53
第20表 県内民間における住宅手当の支給状況	53
第21表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	53
3 生計費関係	
平成31年4月の標準生計費算定方法	54
第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費	55
（参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）	55
4 労働経済関係	
第23表 労働経済指標	56
5 人事院の報告及び勧告の概要	59

1 職員給与実態調査結果

2019年（平成31年）職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成31年4月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

平成31年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員及び特別職の職員は含まれない。

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

ア 臨時的任用職員

イ 在籍専従休職中の職員

ウ 無給出向中の職員

エ 無給派遣中の職員

オ 育児短時間勤務職員

(3) 調査の内容

平成31年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人 員	構 成 比	平 均 年 齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全 給 料 表	22,537	100.0	43.4	21.3
行 政 職 給 料 表	5,420	24.0	43.1	21.6
研 究 職 給 料 表	251	1.1	44.3	21.5
医 療 職 給 料 表 (一)	37	0.2	40.9	16.3
医 療 職 給 料 表 (二)	298	1.3	43.7	19.9
医 療 職 給 料 表 (三)	130	0.6	40.5	18.1
海 事 職 給 料 表	62	0.3	44.4	23.5
教 育 職 給 料 表 (一)	43	0.2	50.3	25.7
教 育 職 給 料 表 (二)	3,536	15.7	44.5	21.6
教 育 職 給 料 表 (三)	9,744	43.2	45.1	22.7
公 安 職 給 料 表	3,016	13.4	36.9	16.3

- (注) 1 「医療職給料表(二)」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号)第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 2 「医療職給料表(三)」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号)第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第12表を除き、第13表まで同じ。)
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0)	(73.4)	(12.6)	(13.9)	(0.1)	(64.5)	(35.5)
	22,537	16,544	2,842	3,129	22	14,529	8,008
行政職給料表	(100.0)	(64.4)	(8.2)	(27.1)	(0.3)	(73.2)	(26.8)
	5,420	3,490	445	1,467	18	3,966	1,454
研究職給料表	(100.0)	(98.4)	(1.2)	(0.4)	(-)	(85.7)	(14.3)
	251	247	3	1	-	215	36
医療職給料表(一)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(86.5)	(13.5)
	37	37	-	-	-	32	5
医療職給料表(二)	(100.0)	(92.3)	(7.7)	(-)	(-)	(65.8)	(34.2)
	298	275	23	-	-	196	102
医療職給料表(三)	(100.0)	(87.7)	(12.3)	(-)	(-)	(1.5)	(98.5)
	130	114	16	-	-	2	128
海事職給料表	(100.0)	(16.1)	(22.6)	(54.8)	(6.5)	(100.0)	(-)
	62	10	14	34	4	62	-
教育職給料表(一)	(100.0)	(97.7)	(2.3)	(-)	(-)	(65.1)	(34.9)
	43	42	1	-	-	28	15
教育職給料表(二)	(100.0)	(91.3)	(7.0)	(1.7)	(-)	(62.3)	(37.7)
	3,536	3,230	247	59	-	2,202	1,334
教育職給料表(三)	(100.0)	(78.5)	(21.5)	(-)	(-)	(52.1)	(47.9)
	9,744	7,653	2,091	-	-	5,076	4,668
公安職給料表	(100.0)	(47.9)	(0.1)	(52.0)	(-)	(91.2)	(8.8)
	3,016	1,446	2	1,568	-	2,750	266

(注) 1 ()内の数字は、構成比(%)である。

2 学歴区分は、給与決定上の学歴である。(以下、第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年
給料	円 323,399	円 326,742	円 358,669	円 359,619
扶養手当	11,438	11,936	12,101	12,389
住居手当	6,440	6,150	7,834	7,788
その他	15,891	15,012	18,437	17,653
合計 (平均給与月額)	357,168	359,840	397,041	397,449

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替え又は平成27年切替えに伴う経過措置額を含む。
2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特勤手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,433	人 1,876	人 1,458	人 99
2人	人 3,709	人 1,869	人 3,661	人 68
3人	人 3,372	人 2,613	人 3,368	人 34
4人	人 1,219	人 1,148	人 1,219	人 22
5人	人 164	人 157	人 164	人 13
6人以上	人 20	人 20	人 20	人 3
計	11,917	7,683	9,890	239

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 平均扶養親族数は、全職員1人当たり1.2人、行政職給料表適用職員1人当たり1.1人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,884円（平均扶養親族数は2.3人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,080 ^人	100.0 [%]
手当月額11,000円未満の受給者	38	0.5
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	3,557	50.3
手当月額27,000円の受給者	3,485	49.2
手当受給者1人当たり平均手当月額		24,753 ^円

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	102 ^人	12,718 ^円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	16,056 ^人	(100.0)% 71.2
交通機関等のみを利用する者	500	(3.1) 2.2
交通用具のみを使用する者	15,234	(94.9) 67.6
交通機関等と交通用具を併用する者	322	(2.0) 1.4
非 受 給 者	6,481	28.8
総 職 員	22,537	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		12,617 ^円

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
部局								
各 部 局 に お け る 代 表 的 な 職	知事部局	部長	次長	課長				
	教育部局			校長 特大規模校	校長 大規模校	校長 大規模校 教頭 大規模校 事務長 課長級	教頭 事務長 課長補佐級	
	公安部局		部長 大規模 警察署長	課長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数	30人	101人	550人	76人	756人	729人	2,242人	

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 56,281
------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

地域手当	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	医師等	非支給地
人員	22,537人	33人	11人	0人	0人	6人	2人	1人	29人	22,455人
構成比	100.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	99.6%
平均手当月額	円 244	円 63,612	円 60,203	円 —	円 —	円 39,020	円 18,318	円 6,459	円 83,923	円 —

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 589	人 279	人 105	人 4	人 227	人 93

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 85	人 17	人 4	人 0	人 1	人 1,404

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 44,308
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		10	7	1			1		
2		1							
3									1
4		8	8						
5	25	112	31						
6		6	6						3
7		3	8						2
8	15	9	4						
9	4	112	47						3
10	1	2	3						1
11	3	7	10						
12	19	11	9						
13	16	80	59	1					2
14	1	5	4						1
15	2	9	11						3
16	16	18	17			1			1
17	4	84	32						
18	2	5	6					1	
19	5	9	5	1				3	
20	10	1	11	1			1	10	
21	4	45	39					6	
22	3	2	5					1	
23	50	4	2	1				3	
24	15	5	8	5				2	
25	63	3	45					3	
26	40	1	7					3	
27	19	1	8	1				1	
28	79	1	13	4		1		1	
29	12		34	2			4	1	
30	37		8				3		
31	15	1	3	1			5		
32	39		4	4			23	2	
33	9	1	33	3			7		
34	2		15	4			4		
35	3		5	4		1	6		
36	1		10	4			1	1	
37	2	3	9	2					
38	1		21				2		
39	4		20	3			1		
40	3		4	4		1			
41	1		6	8			1		
42	2		16	2			1		
43	1		19	2	1				
44			33	8			1		
45	1		11	7				2	
46			20	27	3		1		
47			14	16	1				
48			22	17	2				
49	4		16	23			1		
50			10	35	3		43		
51			29	39	2		128		
52			25	27	4		31		
53			27	47	1		12		
54			17	50	7		16		
55			37	36	1		31		
56			20	33	1		13		
57	1		19	25			10		
58			12	36	1		8		
59			33	36			14		
60			31	22			8		
61			31	45	8		8		
62			22	21			7		
63			18	22	1		8		
64			28	26	3		4		
65			21	45			3		
66			18	32	1		7		
67			11	24	4		7		
68			17	27	2		3		
69	1		27	38	8		5		
70			25	16	7		1		
71			14	26	9		1		
72			15	16	5		2		
73			13	15	21		3		
74			10	15	11		3		
75			6	15	147		2		
76			5	4	8				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			6	9	9	6			
78			10	1	16	1			
79			7	6	45	1			
80			8	2	13				
81			6	3	20	3			
82			8	2	13				
83			6		34	2			
84			3	2	8				
85			8	13	27	24			
86			4	36	7				
87			5	22	20				
88			3	55	1				
89			1	24	7				
90			4	34	2				
91			2	23	1				
92			2	44	2				
93			7	576	6				
94			3						
95			10						
96			2						
97			3						
98			8						
99			6						
100			5						
101			1						
102			4						
103			3						
104			6						
105			2						
106			3						
107									
108			2						
109			1						
110			3						
111									
112			3						
113			88						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	535	559	1,512	1,781	493	421	62	40	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した。(以下、第10表の各表について同じ。)

適用職員数	5,420人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2		3			
3					
4		4			
5		1	4		
6					
7					
8		5			
9		3	3		
10			1		
11					
12		3			
13			3		
14					
15		1	1		
16		7			
17		4	4		
18					
19			2		
20		3			
21			3		
22					
23		1			
24		4			
25		1	4		
26		1			
27					
28		3			
29		1			
30					
31					20
32					3
33				2	1
34					1
35		1			
36				1	
37			4	1	
38				2	
39				2	
40					
41			2	1	
42				2	2
43				5	
44				3	
45			1	3	
46				2	
47				2	
48				1	
49			2		
50				3	
51			1	1	
52			2	1	
53				4	
54			1	1	
55			1	1	
56			1	2	
57			2	1	
58				1	
59			1	1	
60			1	1	
61				3	
62			1	4	
63				3	
64				2	
65				1	
66				3	
67			1	1	
68			1	3	
69				4	
70				1	
71			1	2	
72				3	
73				52	
74			1		
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78			1		
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86			1		
87					
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		46	52	126	27

適用職員数	251人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16	3			
17				
18	1			
19				
20	2	3		
21		1		
22				
23				
24	2	1		
25				
26				
27				
28	3	1	1	
29				
30				
31				
32	1			
33				
34				
35				
36	2			
37				
38				
39				
40				
41				
42				1
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				1
52				
53				1
54				1
55				3
56				2
57				2
58				
59				
60				1
61				
62				
63				
64				1
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	16	6	1	14

適用職員数	37人
-------	-----

医療職給料表（二）

給 号	職務の級						
	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4			3				
5			1	9			
6							
7			1	1			
8			8				
9				5			
10			3	1			
11							
12			6				
13		1	2	5			
14			1	1			
15				2			
16			1	2			
17		4		9			
18		1					
19				1			
20				4			
21		2		3			
22			1				
23		1					
24				1		1	
25				1			
26						1	
27				2			1
28				1			12
29		1		4			1
30				2			
31				1			3
32				1			1
33		1		6	2	2	
34							
35				1	3		1
36				2			
37				3	1	1	
38		1	1		1		
39				1			
40				3	2	2	1
41				1	5		
42					1	2	
43					2	1	
44							
45				1	2	2	
46					3		
47					4	1	
48					1	8	
49					2	2	
50				1	1		
51					2	2	
52						1	
53				2	1	1	
54				1	1	3	
55					1	2	
56				1	1	2	
57				2	1	3	
58					2	1	
59				1	1	3	
60				2		2	
61						4	
62						1	
63				2		2	
64				1		3	
65				3		18	
66				1	1		
67				2	4		
68					1		
69							
70				1	1		
71					2		
72							
73							
74							
75				2	1		
76				1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78							
79							
80							
81				1			
82				1			
83					2		
84					1		
85					1		
86					11		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105				3			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		12	28	102	65	71	20

適用職員数	298人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1			3			
2						
3						
4						
5			2	4		
6			1			
7						
8						
9		1	1	3		
10			5			
11		6				
12					1	
13				1	2	
14		5			1	
15		2			1	
16						
17		1			2	
18		1				
19						
20		2				
21		1			3	
22		3				
23						
24		1				
25		1				
26						
27						
28						
29						
30		2			1	
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39					1	
40						
41					1	
42						
43						
44					1	7
45						
46						
47						
48						1
49						
50						
51					2	1
52					1	
53						1
54						1
55						
56						
57					2	1
58						
59					1	
60					2	1
61					1	
62					1	
63						
64					1	
65						
66						
67						
68					1	1
69						1
70						
71						1
72						
73						1
74						
75						
76						
77						
78						1
79						
80						1
81						
82						
83						2
84						1
85						
86						
87					2	
88					1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
89	人	人	人	人	人	人
90					2	
91						
92						
93					26	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104				1		
105						
106				1		
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				3		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		26	13	38	45	8

適用職員数	130人
-------	------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7				1		
8						
9						
10						
11						
12			2			
13			1	1		
14						
15						
16			1			
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23			1			
24						
25						
26			1			
27						
28					1	
29					1	
30			1			
31						
32					1	
33						
34						1
35						
36					1	
37						
38						
39						
40						2
41					1	
42						
43					1	
44						
45						
46	1					1
47						
48						1
49					1	
50					1	
51					1	
52						
53	1	1			2	
54					2	
55					1	1
56						
57					2	
58					1	
59					1	
60						
61						
62					1	
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72					1	
73						
74						
75						
76						1

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78				1	1	
79				2		
80				1		
81					1	
82				3	2	
83						
84					1	
85				1		
86					1	
87				1	1	
88						
89				2	3	
90						
91				1		
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101				1		
計	2	1	7	35	17	

適用職員数	6 2 人
-------	-------

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11		1		
12				
13				
14				
15				
16			1	
17				1
18				
19				1
20		1		
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27			1	2
28				
29				
30				2
31				
32			1	1
33			1	
34				
35				
36			2	1
37				1
38			2	
39				
40			1	
41				
42				
43				
44				
45				1
46			1	
47				
48				1
49				1
50	1			
51				
52	1			
53				
54				
55				
56				1
57		1		1
58			1	
59				
60				
61				
62				1
63			1	1
64				
65				
66				
67			1	
68				
69				
70				
71				1
72				
73				1
74			1	
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80	人	人	人	人
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129	1			
特2				1
計	5	3	16	19

適用職員数	43人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1		11		
2				
3				
4		6		
5		4		
6		4		
7				
8		5		
9		8		
10		4		
11		1		
12		10		
13		6		
14		3		
15		1		
16		18		
17		14		
18		8		
19	1	5		
20		15		
21		6		
22		10		
23		7		
24		20		
25		6		
26		8		
27		3		1
28	1	20		3
29	1	8		5
30		6		3
31	1	13		34
32		21		1
33		7		
34		12		
35	3	4		7
36	1	27		1
37		10		22
38	1	15		
39	1	4		
40		26		
41		14		
42	1	18		
43	1	7		
44		27		
45	1	16		
46	2	12		
47	1	18		
48		33		
49		14		
50		22		
51	2	18	1	
52	2	38		
53	1	8	1	
54		17		
55		14		
56		47		
57		21	1	
58		19	2	
59		14	7	
60	2	40	1	
61	2	16		
62	1	30	5	
63		14	4	
64		34	2	
65	2	17	1	
66		32	4	
67	1	19	7	
68	1	37	5	
69	1	14	4	
70	2	26	5	
71		10	1	
72		42	1	
73	1	18	4	
74		49	3	
75		30	5	
76	2	41	1	

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77		27	36	
78	2	23		
79		36		
80	2	25		
81	1	32		
82	1	23		
83	1	29		
84		13		
85		39		
86		25		
87		33		
88		15		
89	2	34		
90		27		
91		21		
92		39		
93		20		
94		42		
95		15		
96	1	10		
97		35		
98	1	31		
99	1	44		
100		27		
101		44		
102		31		
103		56		
104		10		
105		28		
106		32		
107	1	45		
108		9		
109	1	35		
110	1	32		
111		21		
112	1	7		
113		29		
114		14		
115		34		
116	2	12		
117		30		
118		29		
119		24		
120	2	21		
121	2	20		
122	1	16		
123		37		
124	3	12		
125		25		
126	1	30		
127	2	39		
128		7		
129		34		
130		38		
131	2	55		
132		44		
133	2	44		
134		60		
135	3	48		
136		13		
137	2	68		
138		45		
139	3	58		
140		12		
141	2	32		
142	2	24		
143	2	30		
144		7		
145	3	40		
146				
147				
148	1			
149				
150	2			
151				
152	6			
153	15			
計	110	3,248	101	77

適用職員数	3,536人
-------	--------

教育職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4		1		
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11		1		
12				
13		81		
14		1		
15		2		
16		39		
17		27		
18		18		
19		2		
20		51		2
21		24		3
22		12		6
23		8		168
24		51		11
25		34		4
26		21		9
27		13	1	88
28		62		12
29		20		12
30		23		5
31		13		58
32		54	1	11
33		19		12
34		34	3	7
35		15		23
36		65	1	7
37		22	1	242
38		29	7	
39		11		
40		69	6	
41		16	2	
42		28	2	
43		23	1	
44		72	3	
45		22	7	
46		35	3	
47		21	1	
48		90		
49		20	4	
50		46	3	
51		19	7	
52		60	4	
53		23	5	
54		55	2	
55		21	7	
56		74	2	
57		20	5	
58		52	10	
59		26	8	
60		71	1	
61		26	17	
62		41	8	
63		24	8	
64		78	4	
65		24	8	
66		53	8	
67		27	11	
68		42	13	
69		39	15	
70		44	10	
71		38	12	
72		42	9	
73		22	8	
74		73	35	
75		21	12	
76		62	9	
77		16	10	
78		78	36	
79		29	14	
80		82	12	
81		37	12	
82		81	25	
83		23	9	
84		73	5	

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
85		36	12	
86		68	18	
87		36	10	
88		66	8	
89		47	9	
90		62	15	
91		60	12	
92		55	13	
93		76	201	
94		67		
95		42		
96		21		
97		77		
98		46		
99		77		
100		62		
101		114		
102		58		
103		94		
104		26		
105		54		
106		104		
107		36		
108		20		
109		121		
110		43		
111		89		
112		25		
113		56		
114		93		
115		53		
116		26		
117		112		
118		62		
119		97		
120		19		
121		43		
122		49		
123		51		
124		24		
125		59		
126		60		
127		81		
128		72		
129		71		
130		64		
131		70		
132		29		
133		70		
134		84		
135		77		
136		30		
137		96		
138		78		
139		129		
140		91		
141		102		
142		100		
143		104		
144		45		
145		102		
146		153		
147		136		
148		58		
149		289		
150		154		
151		168		
152		120		
153		194		
154		105		
155		89		
156		19		
157		201		
計		8,359	705	680

適用職員数	9,744人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人								
2									
3	37								
4									
5									
6	38								
7	2								
8	2								
9									
10	3								
11	2								
12	40								
13									
14	3								
15	1								
16	46								
17									
18	11	1							
19	41	1							
20	52	53							
21		1							
22	49	19							
23	1	12							
24	46	49							
25		6			1				
26	12	15				1			
27	3	4							
28	7	45		6	1	1			
29		6							
30	8	36	1	4		1			3
31		1							
32	4	53	14	2		1			2
33		2		2	2				
34	3	43	17	12	1				
35	1	2		1	2				
36	4	50	26	6		1	1		
37		1	1	2	1	1			1
38	1	36	33	11					
39		1		2		1			
40	2	58	23	11		1			
41		1	3	5	1				
42		30	26	5		1			
43		2	3	3		1			
44		24	25	11	1	3			
45			3	2	1			4	1
46		32	23	6	2			2	
47		3	4	5	1	1		10	
48		28	33	9	1				
49		1	4	6	1	2			
50		23	44	7	1				
51		1	2	5		2		1	
52		27	29	4	1	3	1		
53		1	3	8	2	2	5	1	
54		19	32	7		1			
55		1	3	8		1	23	1	
56		20	19	13	4	3			
57			2	8	6		3		
58		15	32	15	4	1	3		
59		1	6	7	5	2	5		
60		1	21	9	4	4			
61			11	10	4	2	5	1	
62			21	9	1	3	2		
63			5	8	10		8		
64		1	16	7	4		1		
65			11	4	4	4	3		
66		8	4	4	4	1	1		
67			5	8	1		2		
68			4	9	5	5	5		
69			5	12	16	5			
70			9	9	5	2	2		
71			4	7	6		3		
72			11	13	6	4	1		
73			2	7	7	3			
74			9	6	5	3			
75			8	3	11		5		
76			7	5	5	1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			6	9	5	4	3		
79			8	8		1			
80			7	12	6	2	1		
81			4	9	2				
82			9	11	8		3		
83			1	6	6	1			
84			1	6	5	19	2		
85			1	3	3	2			
86				4	7	2	3		
87		1	1	2	8	3			
88			4	2	6	3			
89				4	5	2			
90			1	2	6	1			
91					2	1			
92				3	10	5			
93			2	2	9	1			
94				2	137	38			
95			2	2					
96				5					
97			1						
98				1					
99				3					
100				4					
101				3					
102				2					
103				3					
104			1	1					
105				3					
106				1					
107			1	3					
108				2					
109									
110				1					
111				2					
112			1	5					
113				5					
114				2					
115			1	3					
116			1	10					
117			1	5					
118				8					
119				7					
120				7					
121				7					
122				12					
123				3					
124				6					
125				80					
126									
127									
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139			1						
140									
141									
142									
143									
144									
145		1							
計	419	728	632	604	362	153	91	20	7

適用職員数	3,016人
-------	--------

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					22	149,000			22	149,000
19					17	152,171			17	152,171
20			8	159,088	25	156,688			33	157,270
21			7	162,457	21	160,829			28	161,236
22	70	179,004	7	168,986	12	164,650			89	176,281
23	107	183,360	5	182,900	20	177,490			132	182,453
24	95	188,706	10	184,210	19	181,342			124	187,215
25	89	197,198	7	194,400	15	192,700			111	196,414
26	111	203,704	9	203,467	17	203,812			137	203,701
27	90	208,667	8	205,800	12	209,000			110	208,495
28	74	215,796	6	218,267	18	215,150			98	215,829
29	83	222,902	5	224,680	21	221,867			109	222,784
30	86	230,843	4	229,825	18	235,983			108	231,662
31	80	239,916	3	229,133	6	241,717			89	239,674
32	51	245,769	2	246,500	8	254,675			61	246,961
33	48	252,148	5	244,780	27	260,463			80	254,494
34	46	261,763	3	262,733	29	264,752			78	262,912
35	41	268,712	7	260,157	19	268,058			67	267,633
36	34	274,944	1	282,600	34	281,000			69	278,039
37	43	288,770	5	284,780	28	294,129	1	295,100	77	290,542
38	53	298,143	3	297,167	19	298,842	1	303,000	76	298,343
39	58	303,010	5	303,760	28	307,814			91	304,530
40	59	317,361	7	309,086	40	316,653	1	312,000	107	316,505
41	65	322,001	13	319,792	46	321,500			124	321,584
42	69	329,973	20	322,590	36	325,442			125	327,486
43	77	339,603	12	329,625	52	330,363	1	325,700	142	335,278
44	118	346,423	18	339,178	61	335,458	1	289,800	198	342,100
45	116	357,573	23	345,157	43	344,526	1	318,400	183	352,733
46	99	364,929	27	354,704	52	350,829	1	329,100	179	359,090
47	138	365,215	25	357,960	48	356,127	2	331,950	213	362,003
48	120	371,745	32	366,194	65	358,555			217	366,975
49	121	374,783	9	367,656	40	366,448			170	372,445
50	149	382,166	22	377,757	49	370,684	1	341,000	221	378,995
51	138	386,587	25	375,887	60	370,210	1	344,100	224	380,817
52	118	387,806	15	382,847	53	378,074	2	347,400	188	384,236
53	139	389,790	16	381,087	62	379,547			217	386,221
54	111	394,023	15	388,014	59	380,939			185	389,363
55	127	396,923	15	388,673	51	381,809	1	345,500	194	392,047
56	119	400,254	9	392,578	57	387,060	1	349,500	186	395,566
57	103	398,264	12	390,752	42	385,669	2	344,950	159	393,700
58	120	409,037	11	392,318	55	388,020			186	401,833
59	124	405,396	9	390,504	61	392,427	1	351,000	195	400,373
60以上	1	486,800							1	486,800
合 計	3,490	322,538	445	326,396	1,467	322,776	18	330,711	5,420	322,946

(注) 平均給料月額は、平成18年切替え又は平成27年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である。(以下、第11表の各表について同じ。)

研究職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	2	194,500							2	194,500
23	2	198,250							2	198,250
24	7	209,600	1	211,300					8	209,813
25	4	211,800							4	211,800
26	7	224,086							7	224,086
27	8	233,188							8	233,188
28	5	239,100							5	239,100
29	4	258,200							4	258,200
30	5	259,920							5	259,920
31	4	292,575							4	292,575
32	5	307,900							5	307,900
33	5	317,200							5	317,200
34	4	314,775							4	314,775
35	2	332,150							2	332,150
36	1	336,100							1	336,100
37	3	306,267							3	306,267
38	3	358,167							3	358,167
39	3	337,200							3	337,200
40	1	359,800							1	359,800
41	2	380,800							2	380,800
42	6	377,800							6	377,800
43	7	391,914							7	391,914
44	11	391,164							11	391,164
45	7	398,043							7	398,043
46	14	407,893							14	407,893
47	6	415,467							6	415,467
48	10	422,420							10	422,420
49	7	432,871							7	432,871
50	11	432,264							11	432,264
51	11	433,918							11	433,918
52	14	440,000							14	440,000
53	13	440,462	1	424,800					14	439,343
54	8	440,088							8	440,088
55	13	440,923							13	440,923
56	8	457,200							8	457,200
57	9	458,833							9	458,833
58	6	471,817	1	467,400	1	472,200			8	471,313
59	9	464,989							9	464,989
60以上										
合 計	247	379,636	3	367,833	1	472,200			251	379,863

医療職（一）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24	1	289,200							1	289,200
25	3	297,067							3	297,067
26	3	310,667							3	310,667
27	1	329,800							1	329,800
28										
29	1	329,800							1	329,800
30	3	333,567							3	333,567
31	2	350,800							2	350,800
32	3	364,700							3	364,700
33	3	395,967							3	395,967
34	1	411,700							1	411,700
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43	1	395,300							1	395,300
44										
45										
46										
47	1	465,000							1	465,000
48	1	551,100							1	551,100
49										
50										
51										
52										
53	1	564,400							1	564,400
54	1	565,300							1	565,300
55	1	560,900							1	560,900
56	1	566,200							1	566,200
57	1	562,600							1	562,600
58	2	568,800							2	568,800
59	1	564,400							1	564,400
60以上	5	563,060							5	563,060
合 計	37	430,165							37	430,165

医療職（二）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24	1	212,600							1	212,600
25	2	220,050							2	220,050
26	5	225,580							5	225,580
27	6	229,933							6	229,933
28	8	242,025							8	242,025
29	9	245,011							9	245,011
30	10	247,190							10	247,190
31	9	250,589	1	206,400					10	246,170
32	5	264,740							5	264,740
33	15	261,827							15	261,827
34	9	273,478							9	273,478
35	7	274,429							7	274,429
36	5	292,080							5	292,080
37	7	301,571	1	307,500					8	302,313
38	3	302,600							3	302,600
39	2	309,800							2	309,800
40	4	320,675							4	320,675
41	5	345,940							5	345,940
42	9	355,411	1	330,600					10	352,930
43	7	332,671	1	333,700					8	332,800
44	9	368,489	1	340,000					10	365,640
45	9	346,967	1	336,700					10	345,940
46	7	374,257							7	374,257
47	12	360,800							12	360,800
48	9	382,178	2	352,750					11	376,827
49	10	390,810	1	383,900					11	390,182
50	8	361,463	1	388,500					9	364,467
51	9	381,533							9	381,533
52	12	390,392							12	390,392
53	11	387,927	1	388,500					12	387,975
54	7	406,043							7	406,043
55	15	397,653	3	397,367					18	397,606
56	8	408,150	1	388,500					9	405,967
57	8	425,925	3	397,500					11	418,173
58	4	407,375	3	385,528					7	398,012
59	9	426,644	2	385,926					11	419,241
60以上										
合 計	275	335,503	23	366,210					298	337,873

医療職（三）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	4	210,800							4	210,800
23	5	214,700							5	214,700
24	2	211,500	3	217,867					5	215,320
25	3	224,467	2	224,100					5	224,320
26	4	237,500							4	237,500
27	3	239,200	2	238,200					5	238,800
28	4	250,675	1	250,700					5	250,680
29	5	259,960	2	227,700					7	250,743
30	3	263,200							3	263,200
31	2	269,400							2	269,400
32	3	258,600							3	258,600
33	1	273,800	1	278,900					2	276,350
34	3	280,433	1	276,200					4	279,375
35	2	281,650							2	281,650
36										
37	2	305,200							2	305,200
38										
39			1	319,400					1	319,400
40	2	328,950	1	315,100					3	324,333
41	3	334,267							3	334,267
42	3	340,900							3	340,900
43	5	351,840							5	351,840
44	1	339,800							1	339,800
45	4	371,000							4	371,000
46										
47	1	381,900							1	381,900
48	2	385,750							2	385,750
49	3	387,867	1	373,300					4	384,225
50	7	386,271							7	386,271
51	3	387,567							3	387,567
52	3	393,700							3	393,700
53	3	393,700							3	393,700
54	4	389,525							4	389,525
55	6	393,300							6	393,300
56	5	402,000	1	393,700					6	400,617
57	5	400,960							5	400,960
58	3	405,800							3	405,800
59	5	404,640							5	404,640
60以上										
合 計	114	327,734	16	265,056					130	320,020

海 事 職 給 料 表

年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額
項目	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25	2	249,700							2	249,700
26			1	251,400					1	251,400
27										
28										
29					1	273,500			1	273,500
30										
31			1	257,000					1	257,000
32					3	243,200			3	243,200
33	1	279,100	1	269,000					2	274,050
34										
35			1	333,500	1	322,700			2	328,100
36					1	255,000			1	255,000
37					2	342,400			2	342,400
38			1	353,100					1	353,100
39					1	358,500			1	358,500
40					2	363,550			2	363,550
41			1	361,800	1	294,100			2	327,950
42	2	363,450			1	321,400			3	349,433
43							1	327,600	1	327,600
44					1	391,200			1	391,200
45	1	374,700	1	374,200	2	375,600	1	351,700	5	370,360
46	1	373,700	1	374,200	2	373,450			4	373,700
47	1	400,500							1	400,500
48	1	377,100	2	379,500					3	378,700
49			1	410,400					1	410,400
50	1	432,800			3	390,667			4	401,200
51					4	404,700			4	404,700
52			1	415,600	2	392,150			3	399,967
53					1	407,700	1	357,100	2	382,400
54					1	433,700			1	433,700
55					1	357,100			1	357,100
56					3	411,300	1	384,400	4	404,575
57			1	433,700					1	433,700
58										
59			1	433,700	1	429,900			2	431,800
60以上										
合 計	10	346,420	14	359,043	34	361,571	4	355,200	62	358,145

教育職（一）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32	1	302,100							1	302,100
33										
34										
35										
36	1	321,500							1	321,500
37	3	361,633							3	361,633
38	1	322,000							1	322,000
39	1	397,100							1	397,100
40	1	403,800							1	403,800
41	1	348,800							1	348,800
42	1	409,500							1	409,500
43	3	399,500							3	399,500
44	1	465,300							1	465,300
45	2	430,400							2	430,400
46	1	406,500							1	406,500
47	1	447,400							1	447,400
48										
49	1	447,000							1	447,000
50	3	466,467							3	466,467
51	1	465,300							1	465,300
52			1	348,800					1	348,800
53	2	516,100							2	516,100
54										
55	2	500,900							2	500,900
56										
57	3	437,967							3	437,967
58										
59	2	515,200							2	515,200
60以上	10	506,330							10	506,330
合 計	42	445,750	1	348,800					43	443,495

教育職（二）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	10	202,900			1	194,000			11	202,091
23	10	207,940							10	207,940
24	14	214,150	1	210,500					15	213,907
25	20	221,115	2	218,300					22	220,859
26	29	228,962							29	228,962
27	35	236,477	2	225,450					37	235,881
28	37	245,500	3	228,900					40	244,255
29	41	255,715	4	235,875	2	222,200			47	252,600
30	56	266,213							56	266,213
31	48	275,796	1	229,100					49	274,843
32	35	282,823	1	247,000					36	281,828
33	61	289,843	1	247,000	1	280,400			63	289,013
34	73	299,977	2	291,650					75	299,755
35	71	307,930	7	279,743					78	305,400
36	92	318,253	5	309,940	1	248,500			98	317,117
37	96	325,184	2	303,350	1	284,600			99	324,333
38	96	333,005	2	301,600	3	323,333			101	332,096
39	83	341,314	4	317,750	2	290,800			89	339,120
40	130	350,974	4	336,150	2	296,150			136	349,732
41	124	360,998	5	346,880	2	292,500			131	359,413
42	127	368,390	7	365,471					134	368,237
43	132	376,523	11	373,345	2	344,550			145	375,841
44	121	382,650	4	365,625	2	359,100			127	381,743
45	157	389,066	10	373,320	1	317,700			168	387,704
46	174	394,812	17	384,971	2	352,400			193	393,506
47	176	398,553	13	396,023	6	377,150			195	397,726
48	114	406,210	19	397,695	1	322,800			134	404,380
49	120	408,394	14	393,414	1	412,700			135	406,873
50	112	412,447	6	383,517					118	410,976
51	122	414,414	17	395,729	3	323,033			142	410,246
52	87	418,594	8	363,950	7	399,414			102	412,992
53	116	418,170	11	391,436	3	398,300			130	415,450
54	100	419,006	13	382,062	4	391,525			117	413,961
55	113	423,130	8	399,300	2	390,950			123	421,057
56	87	426,093	13	367,331	4	383,600			104	417,113
57	90	430,326	11	393,845					101	426,353
58	61	433,590	8	385,800	5	407,280			74	426,646
59	60	435,402	11	380,664	1	346,078			72	425,798
60以上										
合 計	3,230	369,807	247	366,431	59	353,115			3,536	369,293

教育職（三）給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			1	178,600					1	178,600
21										
22	60	202,900	2	195,900					62	202,674
23	69	206,613	2	205,400					71	206,579
24	95	213,476	1	206,200					96	213,400
25	91	221,074	2	215,500					93	220,954
26	110	227,125	2	218,350					112	226,969
27	101	236,363	6	227,800					107	235,883
28	106	246,888	6	236,900					112	246,353
29	121	255,688	10	245,990					131	254,948
30	122	265,337	4	259,525					126	265,152
31	157	273,431	4	264,300					161	273,204
32	126	281,767	7	273,529					133	281,333
33	148	289,461	18	285,528					166	289,035
34	140	298,986	14	295,250					154	298,646
35	165	307,385	17	301,571					182	306,842
36	145	317,354	9	307,067					154	316,753
37	163	327,783	21	320,319					184	326,931
38	175	336,781	14	329,907					189	336,272
39	185	343,666	24	339,454					209	343,182
40	175	351,745	27	348,037					202	351,249
41	247	359,328	34	351,918					281	358,431
42	237	365,219	50	361,484					287	364,568
43	298	372,979	65	369,197					363	372,302
44	322	378,455	78	375,591					400	377,897
45	336	385,879	88	382,757					424	385,231
46	338	390,516	115	390,597					453	390,537
47	330	395,684	145	395,110					475	395,509
48	297	401,768	132	398,389					429	400,728
49	300	403,707	119	401,192					419	402,993
50	284	407,207	176	402,600					460	405,444
51	284	409,626	145	403,200					429	407,454
52	232	412,955	100	407,227					332	411,230
53	251	414,145	139	408,973					390	412,301
54	257	416,714	118	407,095					375	413,688
55	263	419,088	99	408,173					362	416,103
56	240	420,047	108	410,571					348	417,106
57	245	425,162	85	410,101					330	421,282
58	214	429,415	61	411,811					275	425,510
59	224	431,057	43	408,784					267	427,470
60以上										
合 計	7,653	364,039	2,091	389,362					9,744	369,473

公安職給料表

学歴 項目 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 月								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					31	171,700			31	171,700
19					34	176,050			34	176,050
20					51	184,943			51	184,943
21					42	193,631			42	193,631
22	38	202,600			61	202,334			99	202,436
23	48	208,433			48	210,329			96	209,381
24	31	222,239			49	218,637			80	220,033
25	50	227,626			35	226,726			85	227,255
26	47	233,911			44	234,643			91	234,265
27	47	242,145			49	242,878			96	242,519
28	49	245,863			41	247,549			90	246,631
29	52	251,883			37	253,768			89	252,666
30	50	258,956			59	257,859			109	258,362
31	63	263,060			56	266,421			119	264,642
32	74	272,307			40	272,170			114	272,259
33	50	280,424			65	277,183			115	278,592
34	59	285,071			48	288,233			107	286,490
35	55	289,864			47	300,000			102	294,534
36	41	301,302			43	299,979			84	300,625
37	47	307,636			47	315,402			94	311,519
38	47	321,647			28	325,118			75	322,943
39	56	338,896			33	328,445			89	335,021
40	38	337,045			34	340,212			72	338,540
41	47	354,662			33	349,409			80	352,495
42	24	367,021			35	354,354			59	359,507
43	39	375,749			27	369,104			66	373,030
44	25	385,304			42	376,076			67	379,519
45	16	400,081			40	388,970			56	392,145
46	16	403,300			35	398,757			51	400,182
47	17	403,600	1	388,300	22	396,409			40	399,263
48	16	407,169			31	406,426			47	406,679
49	17	412,118			24	413,796			41	413,100
50	22	417,873	1	424,700	17	419,806			40	418,865
51	27	410,322			26	411,642			53	410,970
52	22	410,941			24	418,021			46	414,635
53	38	415,842			24	419,979			62	417,444
54	20	418,250			13	424,454			33	420,694
55	29	423,624			27	419,393			56	421,584
56	25	411,756			23	422,004			48	416,667
57	33	413,273			42	415,838			75	414,709
58	31	418,103			36	416,375			67	417,175
59	40	412,753			25	417,928			65	414,743
60以上										
合 計	1,446	315,237	2	406,500	1,568	303,438			3,016	309,163

第12表 再任用職員の給料表別，級別人員

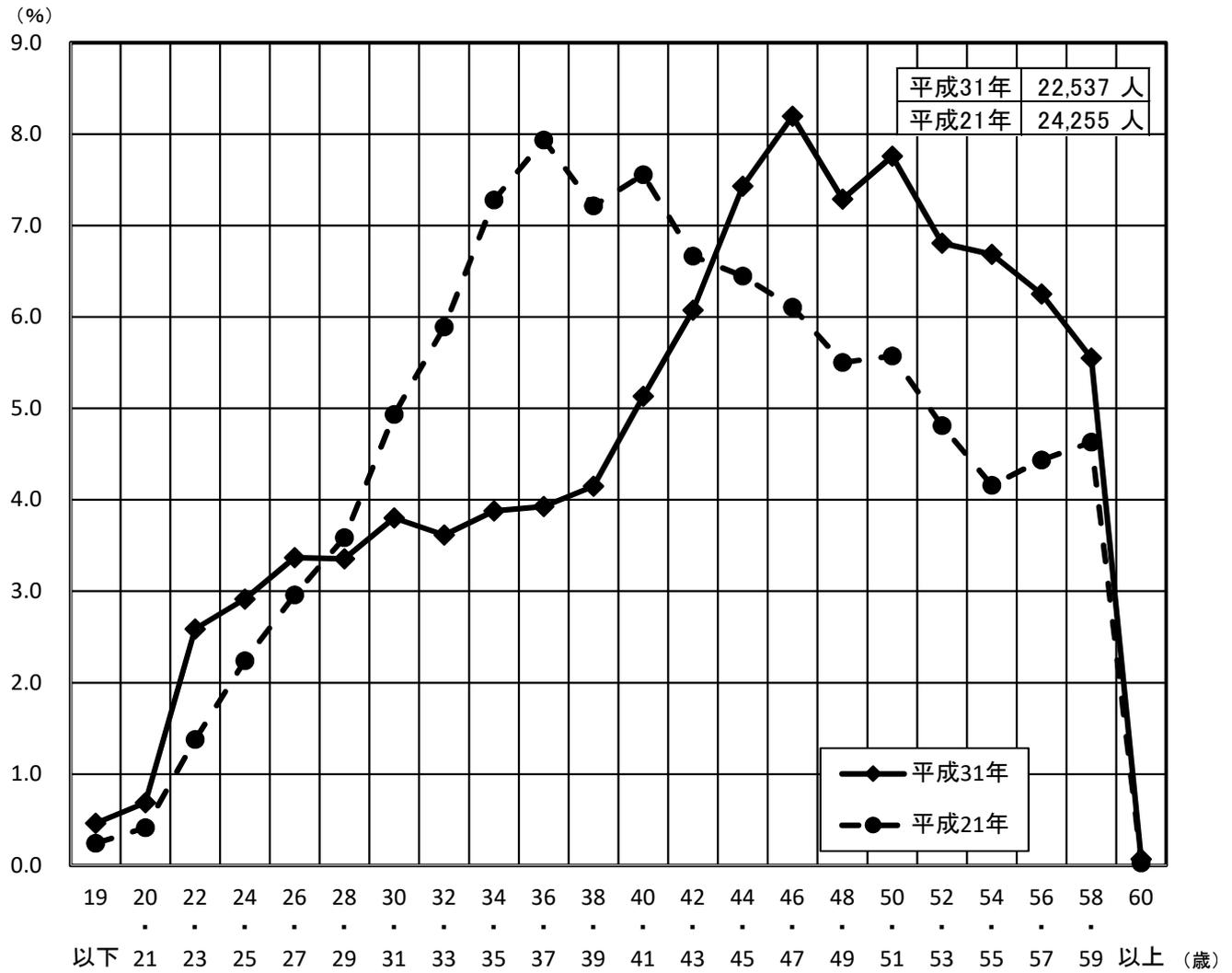
1 フルタイム勤務職員

給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	人 341	人	人	人 340	人 1	人	人	人	人	人
研究職給料表	6			6						
医療職給料表（二）	6				6					
医療職給料表（三）	2				2					
海事職給料表	3				3					
教育職給料表（二）	111	11	100							
教育職給料表（三）	337		337							
公安職給料表	38			5	25	3	4	1		
給料表計	844									
60歳	(287)									
61歳	(218)									
62歳	(168)									
63歳	(111)									
64歳	(60)									

2 短時間勤務職員

給料表	級計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	人 46	人	人	人 46	人	人	人	人	人	人
医療職給料表（二）	1				1					
教育職給料表（三）	24		24							
給料表計	71									
60歳	(18)									
61歳	(11)									
62歳	(20)									
63歳	(14)									
64歳	(8)									

第13表 年齢階層別人員構成比（平成31年と平成21年の比較）全職員



2 職種別民間給与実態調査結果

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

ア 調査の目的： 民間における給与の実態を把握し、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を作成する。

イ 調査期間： 平成31年4月24日～令和元年6月13日

(2) 調査機関

本人事業委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 627事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から137事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 調査実人員

5,542人（うち初任給関係職種246人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は4,619人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は36,309人であり、うち、行政職に相当するものは18,696人である。

(6) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 126	事業所 16	事業所 10	事業所 14	事業所 67	事業所 19
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	1	0	0	0	1	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	8	0	1	0	5	2
製 造 業	33	3	1	5	20	4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	24	7	2	2	8	5
卸 売 業 ， 小 売 業	12	0	0	4	6	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	7	0	4	1	2	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	41	6	2	2	25	6

(注) 1 実地調査を行った事業所は137事業所であるが，調査の結果，調査不能の事業所が11事業所あった。このため，規模計は126事業所（うち，県内に本社のある事業所は105事業所）となった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模 別			
		企 業 規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	177,821	206,421	169,268	x
	短 大 卒	161,394	164,895	147,838	164,650
	高 校 卒	157,495	164,423	145,757	151,160
新 卒 技 術 者	大 学 卒	225,760	229,216	181,580	-
	短 大 卒	x	x	-	-
	高 校 卒	158,658	159,435	153,353	-
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	192,971	221,393	169,791	x
	短 大 卒	166,319	170,550	147,838	164,650
	高 校 卒	157,905	162,175	147,426	151,160

(注) 1 金額は，きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き，職員の地域手当に相当する給与を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。
 2 「x」は，調査事業所数が1事業所の場合である。

第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
								円
事務	支店長	5	58.1	628,730	108	628,622	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上, 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	4	58.5	692,737	153	692,584		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	3	56.8	886,408	0	886,408		
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	57.0	868,384	0	868,384		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
技術	事務部長	145	53.6	523,751	2,346	521,405	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	82	53.6	543,605	3,733	539,872		
	短大卒	13	49.6	526,602	2,576	524,026		
	高校卒	50	54.8	490,265	0	490,265		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	74	52.6	607,738	183	607,555		
	大学卒	44	51.2	663,851	43	663,808		
	短大卒	7	54.0	555,349	63	555,286		
	高校卒	23	54.4	534,605	458	534,147		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
関係	事務部次長	68	52.1	499,918	5,457	494,461	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上
	大学卒	42	52.1	532,441	3,406	529,035		
	短大卒	7	53.2	474,628	2,157	472,471		
	高校卒	19	51.5	436,640	11,305	425,335		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	31	50.5	524,854	14	524,840		
	大学卒	14	48.2	520,419	0	520,419		
	短大卒	5	50.6	531,248	79	531,169		
	高校卒	12	53.1	527,159	0	527,159		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
職種	事務課長	429	49.9	485,863	4,807	481,056	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	238	49.2	512,362	5,459	506,903		
	短大卒	36	49.6	428,529	5,192	423,337		
	高校卒	155	51.2	453,433	3,512	449,921		
	中学校卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	186	49.2	537,022	2,481	534,541		
	大学卒	76	47.4	549,374	2,211	547,163		
	短大卒	23	46.1	501,862	1,854	500,008		
	高校卒	87	51.6	535,081	2,884	532,197		
	中学校卒	-	-	-	-	-		

(注)1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務	事務課長代理	163	47.4	442,374	23,784	418,590	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	本表2企業規模500人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	79	46.2	457,673	31,357	426,316		
	短大卒	30	49.8	427,625	24,640	402,985		
	高校卒	54	47.8	426,649	10,839	415,810		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	57	49.0	529,552	23,746	505,806		
	大学卒	27	46.7	547,581	25,797	521,784		
	短大卒	3	52.8	559,807	0	559,807		
	高校卒	27	50.8	508,205	24,576	483,629		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術	事務係長	603	44.1	382,054	35,626	346,428	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	254	40.9	394,173	40,457	353,716		
	短大卒	101	44.9	359,822	27,569	332,253		
	高校卒	247	47.6	379,905	34,351	345,554		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	240	46.8	477,718	76,587	401,131		
	大学卒	53	44.6	482,269	79,671	402,598		
	短大卒	33	44.9	446,104	79,579	366,525		
	高校卒	154	48.2	484,508	74,567	409,941		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関 係 職 種	事務主任	351	40.7	330,439	29,082	301,357	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	同 上
	大学卒	149	37.9	335,945	31,748	304,197		
	短大卒	52	41.4	314,356	26,547	287,809		
	高校卒	150	44.0	330,564	26,860	303,704		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	242	42.1	407,033	68,320	338,713		
	大学卒	61	37.7	390,763	72,872	317,891		
	短大卒	34	39.9	375,226	56,951	318,275		
	高校卒	144	44.9	426,232	70,048	356,184		
	中学卒	3	48.8	358,912	41,282	317,630		
種	事務係員	1,346	33.5	253,886	22,063	231,823		同 上
	大学卒	463	31.6	273,786	26,716	247,070		
	短大卒	337	32.6	235,651	20,801	214,850		
	高校卒	544	35.7	247,592	18,720	228,872		
	中学卒	2	31.0	258,764	4,214	254,550		
	技術係員	467	39.0	342,883	53,384	289,499		
	大学卒	137	35.3	370,674	62,148	308,526		
	短大卒	72	35.5	326,381	54,541	271,840		
	高校卒	254	41.6	335,218	49,563	285,655		
	中学卒	4	40.4	238,858	3,627	235,231		

(注) 「中間職(課長(係長)－係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	58.1	628,730	108	628,622	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大 学 卒	4	58.5	692,737	153	692,584		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	3	56.8	886,408	0	886,408		
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	2	57.0	868,384	0	868,384		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	53	52.9	633,012	3,375	629,637	2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と同 等と認められる 部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	34	52.4	638,228	5,014	633,214		
	短 大 卒	4	48.6	587,913	0	587,913		
	高 校 卒	15	55.6	631,883	0	631,883		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	51	52.2	697,498	0	697,498		
	大 学 卒	39	51.4	705,401	0	705,401		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	11	55.3	669,263	0	669,263		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	34	51.4	565,881	8,549	557,332	前記部長に事 故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められ る部の次長及 び部次長級專 門職 中間職(部長一 課長間)	同 上
	大 学 卒	26	52.0	577,264	3,555	573,709		
	短 大 卒	2	48.4	535,096	7,551	527,545		
	高 校 卒	6	49.1	519,286	33,406	485,880		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	16	48.7	603,790	0	603,790		
	大 学 卒	8	47.2	598,859	0	598,859		
	短 大 卒	2	50.2	632,460	0	632,460		
	高 校 卒	6	50.4	602,383	0	602,383		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	事 務 課 長	218	50.2	568,461	3,508	564,953	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と同 等と認められる 課の長及び課 長級専門職	行政職7級 " 8級
	大 学 卒	127	49.5	579,285	3,785	575,500		
	短 大 卒	11	45.3	522,381	3,752	518,629		
	高 校 卒	80	52.7	553,426	2,847	550,579		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	124	49.7	603,479	0	603,479		
	大 学 卒	54	47.5	596,293	0	596,293		
	短 大 卒	14	46.7	589,525	0	589,525		
	高 校 卒	56	52.7	614,166	0	614,166		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			(A)－(B)	備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
				円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	72	48.1	480,086	31,561	448,525	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長－係 長間)	行政職5級 〃 6級
	大学卒	32	46.7	480,947	41,345	439,602		
	短大卒	14	48.2	450,243	35,902	414,341		
	高校卒	26	50.1	500,004	13,612	486,392		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	34	50.3	581,218	1,225	579,993		
	大学卒	17	47.9	599,344	2,451	596,893		
	短大卒	2	49.5	555,913	0	555,913		
	高校卒	15	53.1	564,049	0	564,049		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	278	45.6	427,412	45,093	382,319	係の長及び係 長級専門職	行政職3級 〃 4級
	大学卒	123	42.8	449,342	53,068	396,274		
	短大卒	22	42.8	363,002	42,388	320,614		
	高校卒	133	49.2	416,874	37,000	379,874		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	148	47.8	556,066	82,088	473,978		
	大学卒	35	43.7	536,502	84,673	451,829		
	短大卒	18	44.2	508,507	88,304	420,203		
	高校卒	95	50.7	578,013	79,205	498,808		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	187	40.7	357,080	32,982	324,098	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－係 員間)	行政職2級 (一部は3級, 4級)
	大学卒	67	36.8	364,358	33,636	330,722		
	短大卒	18	42.4	321,944	26,658	295,286		
	高校卒	102	43.5	359,225	33,888	325,337		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	134	44.5	475,135	77,941	397,194		
	大学卒	26	40.1	465,055	84,095	380,960		
	短大卒	17	40.5	407,789	56,459	351,330		
	高校卒	90	47.0	498,387	82,160	416,227		
	中学卒	x	x	x	x	x		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	570	34.2	276,858	29,770	247,088		行政職1級
	大学卒	193	32.9	305,911	35,873	270,038		
	短大卒	152	32.7	244,344	25,411	218,933		
	高校卒	225	36.7	276,803	27,733	249,070		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係員	285	40.6	365,951	58,763	307,188		
	大学卒	89	35.9	387,821	67,126	320,695		
	短大卒	37	36.7	356,066	60,919	295,147		
	高校卒	158	43.4	358,405	54,824	303,581		
	中学卒	x	x	x	x	x		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 長	事 務 部 長	85	53.9	481,559	2,109	479,450	2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と同 等と認められる 部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	45	54.2	494,431	3,292	491,139		
	短 大 卒	9	49.9	508,660	3,330	505,330		
	高 校 卒	31	54.7	454,464	0	454,464		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	20	52.8	496,289	515	495,774		
	大 学 卒	5	50.3	449,505	268	449,237		
	短 大 卒	5	54.1	576,472	81	576,391		
	高 校 卒	10	53.3	476,492	878	475,614		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	28	52.1	447,993	3,446	444,547	前記部長に事 故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められ る部の次長及 び部次長級專 門職 中間職(部長一 課長間)	同 上
	大 学 卒	15	51.9	456,408	3,436	452,972		
	短 大 卒	3	55.5	455,028	0	455,028		
	高 校 卒	10	51.5	432,196	4,541	427,655		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	15	51.5	479,073	22	479,051		
	大 学 卒	6	49.0	459,066	0	459,066		
	短 大 卒	3	50.7	501,334	103	501,231		
	高 校 卒	6	54.5	487,281	0	487,281		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	事 務 課 長	204	49.4	410,353	6,209	404,144	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と同 等と認められる 課の長及び課 長級専門職	行政職5級 " 6級
	大 学 卒	107	48.7	438,386	7,603	430,783		
	短 大 卒	24	51.4	384,452	6,090	378,362		
	高 校 卒	73	49.9	376,669	4,141	372,528		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	58	48.3	413,925	7,689	406,236		
	大 学 卒	20	48.1	436,908	8,554	428,354		
	短 大 卒	8	44.2	393,621	4,780	388,841		
	高 校 卒	30	49.6	405,567	7,969	397,598		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	85	46.8	417,918	19,710	398,208	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長－係 長間)	行政職4級
	大 学 卒	46	45.9	445,026	26,584	418,442		
	短 大 卒	13	51.8	400,325	14,237	386,088		
	高 校 卒	26	45.9	377,468	9,964	367,504		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	21	46.0	443,280	62,808	380,472		
	大 学 卒	10	44.6	459,567	65,493	394,074		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	11	47.3	428,708	60,406	368,302		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	298	43.1	354,209	30,196	324,013	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	125	39.3	353,346	32,222	321,124		
	短 大 卒	68	45.4	357,897	24,153	333,744		
	高 校 卒	104	46.6	352,864	32,555	320,309		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	81	45.2	389,650	72,381	317,269		
	大 学 卒	15	44.5	393,472	75,831	317,641		
	短 大 卒	11	45.1	392,703	75,356	317,347		
	高 校 卒	55	45.4	387,878	70,729	317,149		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	125	41.9	308,546	28,971	279,575	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－係 員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	55	39.9	314,894	37,155	277,739		
	短 大 卒	29	40.6	313,387	28,866	284,521		
	高 校 卒	41	45.7	296,070	17,618	278,452		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	95	38.6	333,613	61,608	272,005		
	大 学 卒	31	34.5	327,635	65,823	261,812		
	短 大 卒	11	37.2	361,028	73,119	287,909		
	高 校 卒	51	41.2	330,734	56,576	274,158		
	中 学 卒	2	43.3	341,474	56,201	285,273		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	699	32.9	242,902	18,241	224,661		行政職1級
	大 学 卒	246	31.1	256,152	22,054	234,098		
	短 大 卒	169	32.8	232,422	18,560	213,862		
	高 校 卒	282	34.6	236,394	14,595	221,799		
	中 学 卒	2	31.0	258,764	4,214	254,550		
	技術係員	168	33.5	254,269	33,127	221,142		
	大 学 卒	41	31.7	276,465	34,334	242,131		
	短 大 卒	30	33.7	270,349	46,613	223,736		
	高 校 卒	95	34.3	241,330	28,509	212,821		
	中 学 卒	2	23.5	154,400	7,308	147,092		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		(A)-(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職6級 " 7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	7	53.9	455,335	0	455,335	2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と同 等と認められる 部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同 上
	大 学 卒	3	54.3	487,809	0	487,809		
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	4	53.5	430,980	0	430,980			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 長	3	55.7	401,033	0	401,033			
大 学 卒	-	-	-	-	-			
短 大 卒	x	x	x	x	x			
高 校 卒	2	56.5	389,950	0	389,950			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	6	54.5	431,814	540	431,274	前記部長に事 故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められ る部の次長及 び部次長級專 門職 中間職(部長一 課長間)	同 上	
大 学 卒	x	x	x	x	x			
短 大 卒	2	53.0	462,604	1,619	460,985			
高 校 卒	3	55.0	336,306	0	336,306			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-			
大 学 卒	-	-	-	-	-			
短 大 卒	-	-	-	-	-			
高 校 卒	-	-	-	-	-			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	7	51.4	440,783	0	440,783	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と同 等と認められる 課の長及び課 長級専門職	行政職5級	
大 学 卒	4	49.3	448,749	0	448,749			
短 大 卒	x	x	x	x	x			
高 校 卒	2	55.5	415,192	0	415,192			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	4	47.8	349,185	1,725	347,460			
大 学 卒	2	39.5	342,189	3,449	338,740			
短 大 卒	x	x	x	x	x			
高 校 卒	x	x	x	x	x			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	6	49.7	443,514	11,990	431,524	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長－係 長間)	行政職4級
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	3	48.3	450,355	23,981	426,374		
	高 校 卒	2	52.0	431,626	0	431,626		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	2	56.5	556,638	0	556,638		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	27	44.7	352,164	25,194	326,970	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	6	44.3	400,197	18,232	381,965		
	短 大 卒	11	45.3	367,756	26,661	341,095		
	高 校 卒	10	44.2	306,193	27,758	278,435		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	11	50.5	369,848	49,567	320,281		
	大 学 卒	3	57.0	375,840	41,610	334,230		
	短 大 卒	4	47.8	353,219	52,703	300,516		
	高 校 卒	4	48.3	381,984	52,399	329,585		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	39	37.9	307,959	18,121	289,838	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－係 員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	27	36.6	323,535	20,555	302,980		
	短 大 卒	5	42.4	298,891	14,966	283,925		
	高 校 卒	7	40.3	242,576	9,256	233,320		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	13	45.6	314,361	29,485	284,876		
	大 学 卒	4	43.8	340,815	46,532	294,283		
	短 大 卒	6	43.2	303,823	28,862	274,961		
	高 校 卒	3	53.0	300,166	8,000	292,166		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	77	34.3	213,905	9,982	203,923		行政職1級
	大 学 卒	24	28.3	257,672	18,040	239,632		
	短 大 卒	16	30.1	190,766	2,596	188,170		
	高 校 卒	37	40.3	194,257	7,768	186,489		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係員	14	35.1	340,581	48,254	292,327		
	大 学 卒	7	38.1	466,833	92,575	374,258		
	短 大 卒	5	28.0	203,313	3,019	200,294		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
	中 学 卒	x	x	x	x	x		

その2 公民給与比較の対象外職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	27	49.1	630,274	0	630,274	
	研 究 室 (係) 長	32	45.8	549,163	77,362	471,801	
	主 任 研 究 員	28	40.9	459,632	90,755	368,877	
	研 究 員	43	37.9	354,103	45,651	308,452	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療	病 院 長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者
	副 院 長	-	-	-	-	-	
関 係 職 種	医 科 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	4	49.3	1,324,425	152,250	1,172,175	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	2	39.0	509,658	22,008	487,650	
	薬 剤 師	14	31.0	342,257	46,317	295,940	
	診 療 放 射 線 技 師	19	39.5	330,125	39,396	290,729	
	臨 床 検 査 技 師	19	36.3	265,368	28,838	236,530	
	栄 養 士	23	39.0	221,202	5,638	215,564	
	理 学 療 法 士	52	35.2	309,754	18,112	291,642	
	作 業 療 法 士	54	34.0	277,834	5,888	271,946	
職 種	総 看 護 師 長	2	55.0	420,500	0	420,500	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	47	47.7	353,603	34,156	319,447	
	看 護 師	159	39.4	278,475	40,448	238,027	
	准 看 護 師	84	44.1	232,563	38,729	193,834	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 副 学 長	2	58.0	623,265	0	623,265	
	大 学 学 部 長	x	x	x	x	x	
	大 学 教 授	36	58.5	562,046	0	562,046	
	大 学 准 教 授	26	49.4	462,672	0	462,672	
	大 学 講 師	18	42.7	450,245	0	450,245	
	大 学 助 教	8	39.2	416,522	0	416,522	
職 種	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	8	53.2	529,300	0	529,300	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	101	42.5	383,043	504	382,539	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	9	54.4	582,869	204,415	378,454	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	14	48.0	529,209	183,195	346,014	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	15	49.7	454,672	138,140	316,532	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	8	28.9	279,343	83,614	195,729	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	8	50.0	172,261	928	171,333	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	6	57.3	197,892	8,155	189,737	
	守 衛	13	53.1	439,352	0	439,352	
	用 務 員	2	45.5	171,811	9,615	162,196	

第17表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				採用なし
		採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	29.8	(39.9)	(60.1)	(0.0)	70.2
	500人以上	66.7	(43.9)	(56.1)	(0.0)	33.3
	100人以上 500人未満	20.8	(28.0)	(72.0)	(0.0)	79.2
	50人以上 100人未満	4.7	(100.0)	(0.0)	(0.0)	95.3
高校卒	規模計	28.7	(35.6)	(64.4)	(0.0)	71.3
	500人以上	57.0	(41.0)	(59.0)	(0.0)	43.0
	100人以上 500人未満	20.0	(28.5)	(71.5)	(0.0)	80.0
	50人以上 100人未満	14.2	(33.3)	(66.7)	(0.0)	85.8

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 県内民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	企業規模	項目		
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給
		%	%	%
係員	規模計	63.7	54.0	49.4
	500人以上	62.5	62.0	64.3
	100人以上 500人未満	64.9	55.8	49.3
	50人以上 100人未満	62.2	37.8	28.3
課長級	規模計	58.8	58.1	51.6
	500人以上	46.8	57.4	64.7
	100人以上 500人未満	63.2	60.0	47.7
	50人以上 100人未満	66.7	53.3	40.0

(注) 定期昇給の有無が不明及び定期昇給制度の内容が不明の事業所を除いた事業所を100とした割合である(複数回答)。

第19表 県内民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		86.9%
配偶者に家族手当を支給する		(88.3%)
子に家族手当を支給する		(100.0%)
家族手当制度がない		13.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,002円
	配偶者と子1人	18,341円
	配偶者と子2人	24,062円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者、父母等については6,500円、子については1人につき10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第20表 県内民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	57.4%
支 給 し な い	42.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備 考 職員の住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第21表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	%	%	%	%	%	%
500人以上	56.9	43.1	58.6	41.4	54.6	45.4
100人以上500人未満	66.8	33.2	64.6	35.4	59.7	40.3
100人以上500人未満	54.0	46.0	54.2	45.8	52.4	47.6
50人以上100人未満	51.3	48.7	61.7	38.3	53.4	46.6

3 生 計 費 関 係

平成31年 4 月の標準生計費算定方法

「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費……………食料

住 居 関 係 費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品

被 服 ・ 履 物 費……………被服及び履物

雑 費 I ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑 費 II ……………その他の消費支出(諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成31年4月の費目別平均支出金額(日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数(全国)を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算出した平成31年4月の全国の費目別標準生計費を、本県の平均4人値と全国平均4人値の比率で調整して算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 25,180	円 39,680	円 49,130	円 58,570	円 68,020
住居関係費	45,220	36,280	39,070	41,860	44,650
被服・履物費	1,900	5,370	5,970	6,560	7,160
雑費Ⅰ	28,490	25,280	42,950	60,610	78,280
雑費Ⅱ	8,780	20,590	25,010	29,430	33,860
計	109,570	127,200	162,130	197,030	231,970

(注) 標準生計費は，総務省の家計調査を基礎に算出した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数(全国)

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.502	0.622	0.742	0.861
住居関係費	0.755	0.814	0.872	0.930
被服・履物費	0.476	0.529	0.582	0.635
雑費Ⅰ	0.217	0.369	0.520	0.672
雑費Ⅱ	0.301	0.366	0.430	0.495

4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目 年度 月	①	②	③	④	⑤ きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指 数 (調 査 産 業 計)	有効求人 倍 率 (季 節 調 整 値)	完 全 失 業 率 (季 節 調 整 値)	全 国		鹿 児 島 県	
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前 年 同 月 比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前 年 同 月 比 (%)	(千円)	前年度比・ 前 年 同 月 比 (%)
平成29年度	1.9	1.3	1.54	2.7	294.1	0.4	230.8	1.1
30年度	0.7	0.5	1.62	2.4	296.0	0.6	229.8	△0.4
平成30年 4月	0.6	0.5	1.60	2.5	298.5	0.2	234.3	1.4
5月		0.6	1.61	2.3	294.5	0.8	230.6	0.7
6月		0.5	1.61	2.5	296.8	0.8	231.5	△0.6
7月	△0.6	0.2	1.62	2.5	296.4	0.8	230.7	△0.4
8月		0.3	1.63	2.4	295.5	1.1	231.0	0.4
9月		0.1	1.63	2.4	295.5	0.5	227.8	△0.9
10月	0.5	0.1	1.62	2.4	298.3	1.1	229.5	△1.4
11月		0.1	1.63	2.5	298.7	1.4	225.4	△3.3
12月		0.1	1.63	2.4	297.6	0.9	227.1	△3.3
平成31年 1月	(p) 0.6	1.3	1.63	2.5	291.9	0.0	227.1	△0.4
2月		1.2	1.63	2.3	292.8	0.3	230.3	1.8
3月		1.1	1.63	2.5	295.3	△0.1	232.9	0.9
4月		1.1	1.63	2.4	299.5	0.3	233.5	△0.3
令和元年 5月		0.8	1.62	(p) 2.4	294.8	0.1	231.9	0.5
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省			

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。
 2 ①は平成23年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成27年基準である。
 3 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ⑨の平成28年度, 29年度の欄は, それぞれ平成28暦年, 29暦年の数値である。

項目 年度 年月	⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		鹿 児 島 県		全 国	鹿 児 島 県	全 国	鹿 児 島 県
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
平成29年度	269.0	0.6	214.3	1.1	147.8	147.1	12.6	10.9
30年度	270.7	0.6	214.7	0.2	146.8	146.5	12.5	10.4
平成30年 4月	272.4	0.3	218.0	1.6	150.8	150.7	13.0	11.0
5月	269.9	0.8	214.9	1.0	146.5	147.9	12.4	10.6
6月	271.8	0.6	216.1	△0.4	152.5	151.2	12.4	10.5
7月	271.4	0.6	215.6	0.1	150.8	149.1	12.4	10.4
8月	270.8	1.1	215.8	1.0	145.9	144.9	11.8	10.0
9月	271.2	0.6	212.6	△0.5	143.3	143.9	12.2	10.4
10月	272.6	1.1	214.4	△0.5	150.2	150.7	12.9	10.8
11月	272.2	1.3	210.6	△2.3	153.6	148.9	13.1	10.7
12月	271.5	1.0	211.5	△2.2	145.9	146.0	12.8	11.1
平成31年 1月	267.1	△0.1	212.6	0.1	136.6	139.1	12.1	9.7
2月	267.6	0.2	215.3	2.4	142.1	143.2	12.5	9.9
3月	269.7	△0.2	218.7	2.0	144.1	142.5	12.8	9.4
4月	273.4	0.3	218.8	0.4	148.7	148.0	13.1	10.2
令和元年 5月	269.4	△0.1	217.4	1.2	141.4	142.3	12.4	10.0
資料出所	厚 生 労 働 省							

項目 年度月	⑨ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
	全 国		鹿 児 島 市		全 国	鹿 児 島 市	
	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
平成29年度	313.0	1.2	309.2	△3.1	0.7	0.6	2.7
30年度	318.3	1.7	297.3	△3.8	0.7	0.1	2.2
平成30年 4月	335.0	1.5	328.5	13.1	0.6	0.5	2.2
5月	312.4	△0.9	281.7	△7.8	0.7	0.4	2.7
6月	292.0	△1.6	281.0	△11.6	0.7	0.3	2.8
7月	310.0	0.4	262.7	△3.7	0.9	0.7	3.1
8月	319.9	6.1	309.5	△2.7	1.3	0.9	3.1
9月	302.7	2.5	286.7	△1.8	1.2	0.5	3.0
10月	315.4	0.5	273.4	△8.8	1.4	0.9	3.0
11月	303.5	0.8	262.5	△13.0	0.8	0.4	2.3
12月	351.0	△0.3	315.3	△5.9	0.3	△0.3	1.4
平成31年 1月	325.8	2.6	298.7	△15.2	0.2	△0.1	0.6
2月	302.8	4.7	270.2	0.7	0.2	△0.3	0.9
3月	348.9	4.2	357.7	3.3	0.5	0.0	1.3
4月	337.2	0.7	301.0	△8.4	0.9	0.3	1.2
令和元年 5月	332.3	6.4	303.7	7.8	0.7	0.4	0.6
資料出所	総 務 省						日 本 銀 行

5 人事院の報告及び勧告の概要

給与勧告

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返り分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請